山梨労働局

定例記者会見配付資料

令和８年 10 月 30 日（金）

令和8年10月30日(金)
山梨労働局

本日の記者発表及び令和8年11月のお知らせ等

Ⅰ　本日の記者発表

1	山梨県の労働市場の動き(令和8年9月分)	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

○ 有効求人倍率など労働市場の動きなどについて公表します。

2	令和9年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況(令和8年9月末現在)及び令和9年3月大学等卒業予定者の就職内定状況(令和8年10月1日現在)について	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

○ 山梨県内の高等学校(50校)及び大学等(30校)について集計した内容を公表します。

3	過重労働解消キャンペーンについて	担当	監督課
		TEL 055-225-2853	

○ 11月は、過重労働解消キャンペーンとして、過重労働に関する重点監督、過労死防止等シンポジウムなどの開催を行います。

Ⅱ　行事予定等

1	公的職業訓練周知・体験イベント ハロトレフェスタ2026～知らない“できる”に出会う。職業訓練～	担当	訓練課
		TEL 055-225-2861	

○ 日時:令和8年11月7日(土)　13:00～15:30
場所:イオンモール甲府昭和　3Fイオンホール・1Fウエルカムガーデン(山梨県中巨摩郡昭和町飯喰1505-1)
内容:県内の職業訓練施設10校が参加し、就職や資格取得につながる職業訓練の内容を紹介するイベントを開催します。実際の訓練が体験できるほか、ミニものづくりコーナーもあり、大人から子供まで楽しめる内容となっています。参加無料・予約不要、誰でも参加可能です。
※ハロートレーニング(公的職業訓練)は、希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得することができる公的制度です。

2	2026介護就職デイ 福祉・介護のしごと説明会・面接会	担当	甲府公共職業安定所 職業相談第3部門
		TEL 055-232-6060(45#)	

○ 日時:令和8年11月12日(木)　14:00　～　16:00
場所:ベルクラシック甲府　3階 (甲府市丸の内1－1－17)
内容:就職を希望する求職者と雇入れを希望する企業とのマッチングを促し、一人でも多くの求職者の就職に繋がるよう、しごと説明会・面接会を開催します。ハローワーク甲府・塩山・韮崎・鰍沢合同開催。
参加予定企業は40社、求職者は60名程度の参加を見込んでいます。

3	富士・東部地域　障害者就職面接・説明会	担当	富士吉田公共職業安定所 事業所・専門援助部門
		TEL 0555-23-8609（32＃）	

○ 日時：令和8年11月25日（水）　14：00～16：00
場所：富士吉田市民会館　3階会議室・ギャラリー（富士吉田市緑ヶ丘2－5－23）
内容：就職を希望する障害者と雇入れを希望する企業とのマッチングを促し、一人でも多くの障害者の就職に繋がり、障害者雇用率が向上するよう就職面接会を開催します。ハローワーク富士吉田・大月・都留合同開催。参加予定企業は8社、求職者は20名程度の参加を見込んでいます。

4	介護分野の職場見学ツアー	担当	鰍沢公共職業安定所
		TEL 0556-22-8689	

○ 日程：令和8年11月18日（水）～11月27日（金）
場所：各事業所
内容：医療・介護6事業所（地域で活躍する医療・介護事業所）を求職者とハローワーク職員が一緒に訪問することで、現場のケア職の実態を知ってもらうことを目的に職場見学ツアーを開催します。

Ⅲ　お知らせ

1	人材開発促進月間について	担当	訓練課
		TEL 055-225-2861	

○ 11月を「人材開発促進月間」として、生涯を通じた能力開発の促進を目指し、業界団体等に人材育成支援策の周知広報を展開します。月間中は、事業主等へ人材育成支援策の利用促進の働きかけを重点的に行います。
また、個人のスキルアップを支援する制度の周知の一環として、公的職業訓練周知・体験イベント「ハロトレフェスタ2026」を開催します。
さらに、「人材開発行政関係功労者厚生労働大臣表彰」において、山梨県地域職業能力開発促進協議会の前会長兼議長である山梨大学名誉教授の萩原親作氏が受賞されましたので、併せてご紹介いたします。

Ⅳ　今後の記者発表予定

1	山梨県の労働市場の動き（令和8年10月分）	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

○ 公表予定日　令和8年12月1日（火）　午前10時30分から　山梨労働局　1階会議室
有効求人倍率など労働市場の動きについて公表します。

2	山梨労働局　令和8年度　年末年始無災害運動	担当	健康安全課
		TEL 055-225-2855	

○ 【趣　旨】 年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る目的で、山梨労働局・各労働基準監督署が主唱する運動です。
【実施期間】 令和8年12月1日から令和9年1月31日まで（予定）

◎ハローワークのイベント情報は山梨労働局ホームページ内の「ハローワークからのお知らせ」に掲載されています。二次元コードからアクセスできます。是非ご活用ください。

ハローワークからのお知らせ

【次回の「山梨県の労働市場の動き等」公表日　　令和8年12月1日（火）　　10:30　～】

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 山梨労働局

Press Release

山梨労働局発表
令和８年 10 月 30 日

職業安定部職業安定課
職業安定課長　長田　光市
地方労働市場情報官　熊谷　芳宏
電話　055-225-2857　（内線 402 ・ 407）

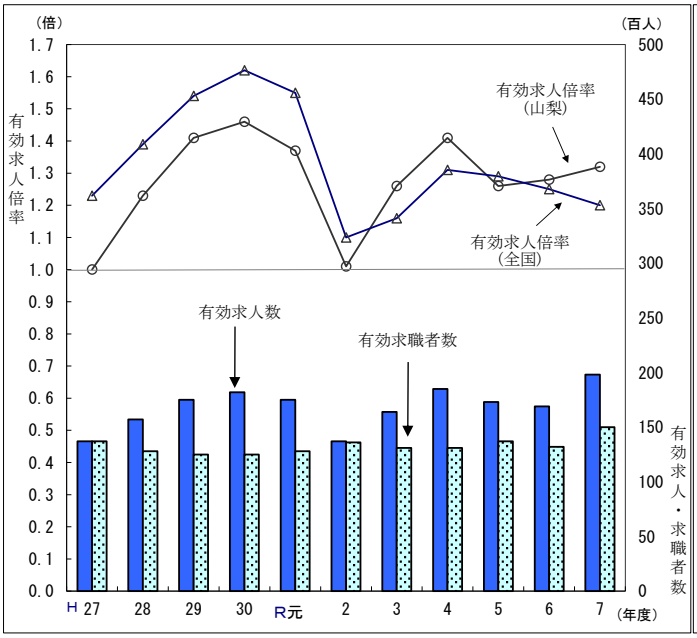
山梨県の労働市場の動き（令和８年９月分）

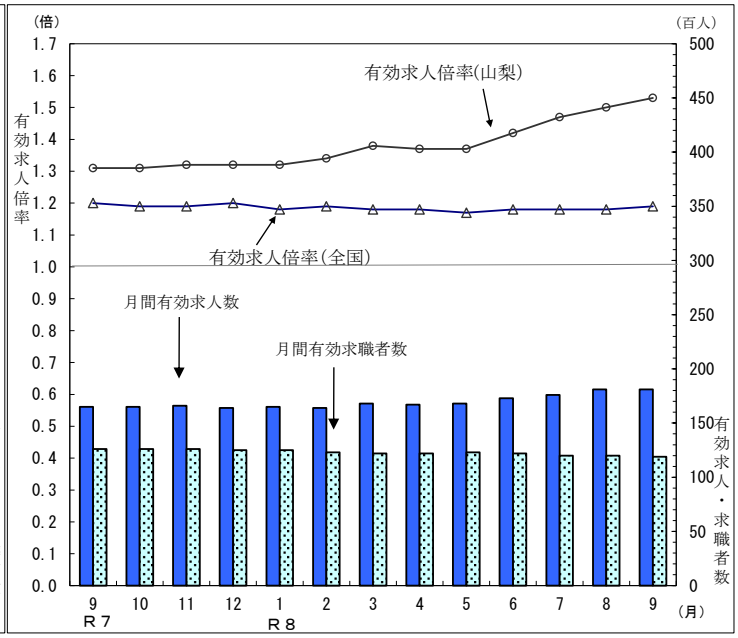
県内の雇用情勢は、「着実に改善が進んでいる。」

〇有効求人倍率（季節調整値）は1.53倍で、前月に比べて0.03ポイント上昇。
〇新規求人倍率（季節調整値）は2.39倍で、前月に比べて0.05ポイント低下。
〇正社員有効求人倍率は1.23倍で、前年同月に比べて0.18ポイント上昇。

厚生労働省 山梨労働局では、県内の公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況をとりまとめ、求人倍率などの指標を作成し、「山梨県の労働市場の動き」として毎月公表しています。

〇有効求人(季節調整値)は18,132人となり、前月に比べ0.1%(24人)増加し、有効求職者(同値)は11,888人で前月に比べ▲1.3%(155人)減少しました。（※２－１，１０－２ページ参照）
〇新規求人(季節調整値)は6,339人となり、前月と比較すると▲2.1%(139人)減少し、新規求職者(同値)は2,650人となり、前月と同水準でした。（※２－１，１０－１ページ参照）
〇正社員有効求人(原数値)は7,977人となり、前年同月に比べ9.1%(666人)増加し、正社員有効求職者(同値)は6,490人で前月に比べ▲7.1%(495人)減少しました。（※２－２ページ参照）





有効求人倍率（年度平均）

年度	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
県	1.00	1.23	1.41	1.46	1.37	1.01	1.26	1.41	1.26	1.28	1.32
全国	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16	1.31	1.29	1.25	1.20

有効求人倍率(季節調整値)

月	R７ 9	10	11	12	R８ 1	2	3	4	5	6	7	8	9
県	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.34	1.38	1.37	1.37	1.42	1.47	1.50	1.53
全国	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	1.18	1.18	1.18	1.19

(注)１．求人倍率とは、求職者に対する比率をいい、求職者1人あたりの求人数を示します。
２．季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和7年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。
３．▲は減少である。
４．ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。
５．令和6年3月29日に、過去の求人数、求職者数等の訂正のお知らせを掲載しております。
詳しくは以下の資料(https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/jirei_toukei/kyujin_kyushoku/oshirase_060329.html　)をご覧ください。

一般職業紹介状況（パートを含み　学卒を除く）

（注）1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和7年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。
2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

（P：ポイント）

項目 ＼ 年月		8年9月	8年8月（前月）	7年9月（前年同月）	対前月 増減率(%)	対前月 差(人、P)	対前年同月 増減率(%)	対前年同月 差(人、P)
1 月間有効求職者数(人)		11,578	11,683	12,350	－	－	▲ 6.3	▲ 772
	季節調整値	11,888	12,043	12,597	▲ 1.3	▲ 155	－	－
2 新規求職申込件数(件)		2,399	2,277	2,535	－	－	▲ 5.4	▲ 136
	季節調整値	2,650	2,650	2,609	0.0	0	－	－
3 月間有効求人数(人)		17,528	17,159	15,880	－	－	10.4	1,648
	季節調整値	18,132	18,108	16,480	0.1	24	－	－
4 新規求人数(人)		6,416	5,555	5,684	－	－	12.9	732
	季節調整値	6,339	6,478	5,659	▲ 2.1	▲ 139	－	－
5 就職件数(件)		664	633	705	－	－	▲ 5.8	▲ 41
6 紹介件数(件)		2,158	1,869	2,342	－	－	▲ 7.9	▲ 184
7 有効求人倍率（３／１）(倍)		1.51	1.47	1.29	-	－	-	0.22
	季節調整値	1.53	1.50	1.31	-	0.03	-	-
8 新規求人倍率（４／２）(倍)		2.67	2.44	2.24	-	－	-	0.43
	季節調整値	2.39	2.44	2.17	-	▲ 0.05	-	-
9 就職率(%)	新規　(5/2*100)	27.7	27.8	27.8	-	－	-	▲ 0.1
10 充足率(%)	新規　(5/4*100)	10.3	11.4	12.4	-	－	-	▲ 2.1

※用語の説明
1欄、月間有効求職者数とは、
「前月末日現在において求職申し込みの有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいいます。
2欄、新規求職申込件数とは、公共職業安定所でその月のうちに新たに受け付けた求職申込件数をいいます。
3欄、月間有効求人数とは、、「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいいます。
4欄、新規求人数とは、公共職業安定所でその月に受け付けた求人数（採用予定人員）をいいます。
5欄、就職件数とは、有効求職者が自安定所の紹介あっ旋により就職した件数をいいます。したがって自己就職、縁故就職等は除かれます。
9欄、就職率は、求職者のうち就職した件数の割合をいいます。「就職件数／新規求職申込件数×100」
10欄、充足率は、求人数のうち充足された求人数の割合をいいます。「就職件数／新規求人数×100」
※▲は減少である。

正 社 員 の 職 業 紹 介 状 況

年　月	全体の有効求人倍率（季節調整値）	正社員			新規求職者数			構成比		新規求人数			構成比		就職件数			構成比		就職率（就職件数／新規求職者数）%		
		有効求人倍率	有効求職者数	有効求人数	合計	正社員	非正社員	正社員	非正社員	合計	正社員	非正社員	正社員	非正社員	合計	正社員	非正社員	正社員	非正社員	合計	正社員	非正社員
令和7年　9月	1.31	1.05	6,985	7,311	2,535	1,480	1,055	58.4	41.6	5,684	2,626	3,058	46.2	53.8	705	252	453	35.7	64.3	27.8	17.0	42.9
10月	1.31	1.06	7,221	7,619	2,745	1,664	1,081	60.6	39.4	6,161	2,726	3,435	44.2	55.8	810	314	496	38.8	61.2	29.5	18.9	45.9
11月	1.32	1.07	6,922	7,415	2,059	1,191	868	57.8	42.2	5,085	2,196	2,889	43.2	56.8	653	258	395	39.5	60.5	31.7	21.7	45.5
12月	1.32	1.11	6,577	7,321	2,144	1,241	903	57.9	42.1	5,334	2,501	2,833	46.9	53.1	705	266	439	37.7	62.3	32.9	21.4	48.6
令和8年　1月	1.32	1.06	6,818	7,236	3,352	1,850	1,502	55.2	44.8	6,866	2,539	4,327	37.0	63.0	608	225	383	37.0	63.0	18.1	12.2	25.5
2月	1.34	1.09	6,875	7,526	2,504	1,441	1,063	57.5	42.5	5,801	2,569	3,232	44.3	55.7	991	271	720	27.3	72.7	39.6	18.8	67.7
3月	1.38	1.07	7,064	7,573	2,796	1,641	1,155	58.7	41.3	6,026	2,478	3,548	41.1	58.9	1,104	350	754	31.7	68.3	39.5	21.3	65.3
4月	1.37	1.05	6,986	7,314	3,366	1,793	1,573	53.3	46.7	5,834	2,424	3,410	41.5	58.5	780	260	520	33.3	66.7	23.2	14.5	33.1
5月	1.37	1.06	6,888	7,293	2,484	1,335	1,149	53.7	46.3	5,779	2,486	3,293	43.0	57.0	644	230	414	35.7	64.3	25.9	17.2	36.0
6月	1.42	1.10	6,836	7,508	2,520	1,500	1,020	59.5	40.5	6,309	2,703	3,606	42.8	57.2	737	263	474	35.7	64.3	29.2	17.5	46.5
7月	1.47	1.16	6,654	7,720	2,515	1,465	1,050	58.3	41.7	6,080	2,692	3,388	44.3	55.7	716	254	462	35.5	64.5	28.5	17.3	44.0
8月	1.50	1.18	6,602	7,780	2,277	1,330	947	58.4	41.6	5,555	2,539	3,016	45.7	54.3	633	249	384	39.3	60.7	27.8	18.7	40.5
9月	1.53	1.23	6,490	7,977	2,399	1,381	1,018	57.6	42.4	6,416	2,842	3,574	44.3	55.7	664	240	424	36.1	63.9	27.7	17.4	41.7
前年同月比（率・差）	0.03	0.18	▲ 7.1	9.1	▲ 5.4	▲ 6.7	▲ 3.5	▲ 0.8	0.8	12.9	8.2	16.9	▲ 1.9	1.9	▲ 5.8	▲ 4.8	▲ 6.4	0.4	▲ 0.4	▲ 0.1	0.4	▲ 1.2

（注）
1. 正社員有効求人倍率は、正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数（パートタイムを除く常用）となります。
　なお、常用フルタイム有効求職者には、フルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。
2. 「非正社員」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の、正社員・正職員でない者であります。
3. 全体の有効求人倍率は季節調整値となり（前月比）、その他はすべて実数値（前年同月比）となります。
4. 求職者数、求人数、就職件数については前年同月比（%）となり、有効求人倍率、構成比、就職率については前年同月差（ポイント）となります。
5. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。（なお、令和7年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。）
6. ▲は減少である。
7. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

産 業 別 新 規 求 人 数 の 推 移

■令和8年9月の新規求人数（原数値）は6,416人となり、前年同月比でみると、12.9%(732人)増加となりました。
主な産業別でみると、同比で建設業2.7%(13人)、製造業36.3%(332人)、卸売業,小売業21.4%(121人)、学術研究,専門･技術サービス業5.1%(6人)、宿泊業,飲食サービス業1.6%(7人)、教育,学習支援業5.0%(7人)、医療,福祉5.6%(71人)、サービス業46.1%(366人)は増加となりました。一方、情報通信業▲27.1%(23人)、運輸業,郵便業▲33.9%(117人)、生活関連サービス業,娯楽業▲9.8%(31人)は減少しました。
また、県内の主要産業である製造業においては同比36.3%(332人)増加となりました。その中で主力の食料品製造業34.3%(46人)、金属製品製造業2.9%(2人)、生産用機械器具製造業12.2%(14人)、業務用機械器具製造業61.7%(29人)、電子部品･デバイス･電子回路製造業171.1%(77人)、電気機械器具製造業201.2%(163人)は増加となりましたが、はん用機械器具製造業▲1.4%(1人)、輸送用機械器具製造業▲59.3%(16人)は減少となりました。

項目 / 産業名	人(全数) R8.9	前年同月数 (R7.9)	対前年同月増減率(%)	前年同月差(人)
A,B 農,林,漁業(01～04)	66	(65)	1.5	1
C 鉱業,採石業,砂利採取業(05)	0	(0)	－	0
D 建設業(06～08)	494	(481)	2.7	13
(06 総合工事業)	347	(327)	6.1	20
E 製造業(09～32)	1,246	(914)	36.3	332
09 食料品製造業	180	(134)	34.3	46
10 飲料･たばこ･飼料製造業	30	(27)	11.1	3
11 繊維工業	15	(20)	▲ 25.0	▲ 5
12 木材･木製品製造業(家具を除く)	5	(7)	▲ 28.6	▲ 2
13 家具･装備品製造業	6	(6)	0.0	0
14 パルプ･紙･紙加工品製造業	22	(25)	▲ 12.0	▲ 3
15 印刷･同関連業	14	(28)	▲ 50.0	▲ 14
16 化学工業	20	(30)	▲ 33.3	▲ 10
17 石油製品･石炭製品製造業	0	(0)	－	0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	39	(25)	56.0	14
19 ゴム製品製造業	2	(0)	－	2
21 窯業･土石製品製造業	26	(22)	18.2	4
22 鉄鋼業	12	(6)	100.0	6
23 非鉄金属製造業	43	(33)	30.3	10
24 金属製品製造業	71	(69)	2.9	2
25 はん用機械器具製造業	69	(70)	▲ 1.4	▲ 1
26 生産用機械器具製造業	129	(115)	12.2	14
27 業務用機械器具製造業	76	(47)	61.7	29
28 電子部品･デバイス･電子回路製造業	122	(45)	171.1	77
29 電気機械器具製造業	244	(81)	201.2	163
30 情報通信機械器具製造業	37	(37)	0.0	0
31 輸送用機械器具製造業	11	(27)	▲ 59.3	▲ 16
20,32 その他の製造業	73	(60)	21.7	13
F 電気･ガス･熱供給･水道業(33～36)	7	(3)	133.3	4
G 情報通信業(37～41)	62	(85)	▲ 27.1	▲ 23
H 運輸業,郵便業(42～49)	228	(345)	▲ 33.9	▲ 117
I 卸売業,小売業(50～61)	687	(566)	21.4	121
J 金融業,保険業(62～67)	14	(23)	▲ 39.1	▲ 9
K 不動産業,物品賃貸業(68～70)	43	(70)	▲ 38.6	▲ 27
L 学術研究,専門･技術サービス業(71～74)	123	(117)	5.1	6
M 宿泊業,飲食サービス業(75～77)	436	(429)	1.6	7
N 生活関連サービス業,娯楽業(78～80)	284	(315)	▲ 9.8	▲ 31
O 教育,学習支援業(81,82)	146	(139)	5.0	7
P 医療,福祉(83～85)	1,335	(1,264)	5.6	71
Q 複合サービス事業(86,87)	19	(11)	72.7	8
R サービス業(他に分類されないもの)(88～96)	1,160	(794)	46.1	366
S.T 公務(他に分類されるものを除く)･その他(97,98,99)	66	(63)	4.8	3
合 計	6,416	(5,684)	12.9	732
29人以下	3,858	(3,543)	8.9	315
30～99人	1,586	(1,577)	0.6	9
100～299人	732	(408)	79.4	324
300～499人	89	(83)	7.2	6
500～999人	91	(29)	213.8	62
1,000人以上	60	(44)	36.4	16

（注）① 新規学卒者を除きパートタイムを含みます。
② 令和６年４月以降については令和５年７月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものです。
③ ▲は減少です。

◇ 事業所規模別の状況をみると、29人以下(60.1%)、30～99人(24.7%)、100～299人(11.4%)、300～499人(1.4%)、500～999人(1.4%)、1,000人以上(0.9%)です。

求　職　の　動　向

■令和8年9月の新規求職者数（パートタイム及び臨時・季節を含む全数）は2,399人（原数値）となり、前年同月比で▲5.4%（136人）減少しました。そのうち、パートタイムは1,015人で▲3.2%(34人)減少しました。
　また、在職者については▲5.9%(50人)減の804人となり、離職者においては▲8.3%(122人)減の1,349人となりました。
　離職者のうち、事業主都合離職者は▲8.2%(19人)減の214人となり、自己都合離職者は▲9.9%(112人)減の1,018人となりました。
　新規求職者数を年齢別に前年同月比でみると、44歳以下は▲3.1%(33人)減の1,040人となり、45歳以上は▲7.0%(103人)減の1,359人となりました。

項目	新規求職者計 ()内はパートタイム										
		在職者	離職者			無業者	44歳以下	45歳以上			
年度別 月別				事業主都合	自己都合				45歳以上の構成比	55歳以上	65歳以上
H30年度	▲ 1.4 (1.2)	▲ 4.2	1.2	▲ 3.7	1.7	▲ 4.1	▲ 6.6	4.9	48.0	8.6	13.3
R元年度	0.7 (6.7)	▲ 1.1	0.8	2.1	▲ 0.5	6.8	▲ 5.7	7.8	51.3	13.5	23.2
R２年度	▲ 3.5 (▲5.1)	▲ 10.0	▲ 1.2	20.0	▲ 9.0	6.3	▲ 5.7	▲ 1.3	52.5	▲ 1.7	▲ 4.7
R３年度	▲ 2.9 (▲0.7)	4.8	▲ 4.0	▲ 24.1	5.0	▲ 19.2	▲ 3.7	▲ 2.3	52.8	▲ 0.4	5.6
R４年度	▲ 0.4 (1.2)	2.6	▲ 1.1	▲ 9.7	1.8	▲ 7.4	▲ 3.0	1.9	54.1	3.2	7.0
R５年度	▲ 1.5 (0.8)	▲ 5.0	1.6	11.7	▲ 0.2	▲ 5.5	▲ 6.7	2.9	56.5	3.8	1.3
R６年度	▲ 6.9 (▲4.0)	▲ 7.1	▲ 6.0	▲ 13.4	▲ 3.8	▲ 11.2	▲ 10.1	▲ 4.4	58.0	▲ 0.2	3.4
R７年度	▲ 2.2 (▲2.5)	▲ 6.1	▲ 0.7	▲ 2.4	0.2	4.1	▲ 4.8	▲ 0.4	59.1	1.4	2.9
R7. 9	3.9 (0.7)	3.4	5.1	▲ 7.5	8.8	▲ 1.9	▲ 2.6	9.3	57.7	11.0	12.8
	2,535 (1,049)	854	1,471	233	1,130	210	1,073	1,462	-	977	467
10	▲ 1.6 (▲8.3)	▲ 6.8	2.9	▲ 6.7	7.9	▲ 9.8	▲ 5.6	1.7	56.0	▲ 1.1	3.6
11	▲ 6.7 (▲8.1)	▲ 12.5	▲ 2.3	22.6	▲ 7.9	▲ 9.7	▲ 12.8	▲ 2.1	59.7	▲ 2.8	▲ 5.9
12	6.1 (9.5)	▲ 3.9	12.4	17.3	9.3	14.5	3.1	8.1	61.5	8.4	16.2
R8. 1	▲ 2.4 (1.3)	▲ 12.7	2.4	6.9	0.3	20.4	0.9	▲ 4.4	60.6	▲ 0.5	0.4
2	▲ 9.6 (▲9.7)	▲ 15.4	▲ 5.6	▲ 2.8	▲ 7.6	▲ 5.0	▲ 11.2	▲ 8.6	59.7	0.3	▲ 5.0
3	6.6 (4.4)	6.4	4.5	▲ 3.6	9.5	19.3	2.8	9.2	61.3	10.0	17.3
4	▲ 2.2 (▲0.1)	▲ 7.5	2.2	2.7	3.0	▲ 18.6	▲ 8.9	2.2	63.4	4.2	9.1
5	▲ 9.3 (▲3.9)	▲ 16.3	▲ 4.2	▲ 15.0	1.2	▲ 14.2	▲ 20.7	▲ 0.8	62.6	3.3	1.1
6	7.6 (6.6)	11.2	7.2	1.1	5.3	▲ 3.4	6.2	8.6	57.9	12.5	17.5
7	1.8 (5.9)	▲ 0.8	1.7	19.9	▲ 4.3	14.0	▲ 3.6	5.8	59.8	9.6	6.6
8	5.6 (11.1)	2.3	6.5	6.1	6.3	13.5	5.1	6.0	59.8	6.8	14.4
	2,277 (942)	769	1,298	244	944	210	915	1,362	-	915	429
R8. 9	**▲ 5.4 (▲3.2)**	**▲ 5.9**	**▲ 8.3**	**▲ 8.2**	**▲ 9.9**	**17.1**	**▲ 3.1**	**▲ 7.0**	**56.6**	**▲ 5.9**	**▲ 4.7**
	2,399 (1,015)	**804**	**1,349**	**214**	**1,018**	**246**	**1,040**	**1,359**	**-**	**919**	**445**
前年同月差	▲ 136 (▲34)	▲ 50	▲ 122	▲ 19	▲ 112	36	▲ 33	▲ 103	-	▲ 58	▲ 22

（注）１．各年度及び各月欄は、対前年度比及び対前年同月比を表示。最新月、前月及び最新月の前年同月の下欄は新規求職者数。（原数値）
２．（ ）内は新規求職者のうちパートタイム求職者。
３．▲は、減少である。
４．ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いについては、１頁の注５を参照。
５．令和４年７月まで新規求職者計を除く項目は、パート及び臨時・季節を除いた内訳として計上していたが、令和４年８月からパート及び臨時・季節を含めた新規求職者数に変更。
※「無業者」とは、離職後１年を超える者、家事・育児従業者、学卒未就職者等をいいます。

職業別求職・求人の状況

管理的職業、専門的・技術的職業（主に看護師、薬剤師、建築・土木技術者等）、販売の職業、サービスの職業、保安の職業（警備員、交通誘導員等）、生産工程の職業、輸送・機械運転の職業、建設・採掘の職業について、有効求人倍率は１倍以上となりました。

一方、他の職業においては有効求人倍率が１倍を割っています。特に事務的職業において有効求人倍率が低くなっています。

令和８年9月

項目 / 職業別		有効求職 計	有効求職 男	有効求職 女	有効求人	有効求人倍率
実数(人)	合計	6,490	3,758	2,722	9,410	**1.45**
	A 管理的職業	30	26	4	31	**1.03**
	B 専門的・技術的職業	899	456	443	2,128	**2.37**
	C 事務的職業	1,688	529	1,156	834	0.49
	D 販売の職業	377	248	129	672	**1.78**
	E サービスの職業	673	314	359	1,339	**1.99**
	F 保安の職業	81	76	5	274	**3.38**
	G 農林漁業の職業	139	115	24	107	0.77
	H 生産工程の職業	1,091	775	312	1,998	**1.83**
	I 輸送・機械運転の職業	286	266	20	762	**2.66**
	J 建設・採掘の職業	176	173	3	760	**4.32**
	K 運搬・清掃・包装等の職業	644	497	146	505	0.78
	分類不能	406	283	121	0	0.00
構成比(%)	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	－
	A 管理的職業	0.5	0.7	0.1	0.3	－
	B 専門的・技術的職業	13.9	12.1	16.3	22.6	－
	C 事務的職業	26.0	14.1	42.5	8.9	－
	D 販売の職業	5.8	6.6	4.7	7.1	－
	E サービスの職業	10.4	8.4	13.2	14.2	－
	F 保安の職業	1.2	2.0	0.2	2.9	－
	G 農林漁業の職業	2.1	3.1	0.9	1.1	－
	H 生産工程の職業	16.8	20.6	11.5	21.2	－
	I 輸送・機械運転の職業	4.4	7.1	0.7	8.1	－
	J 建設・採掘の職業	2.7	4.6	0.1	8.1	－
	K 運搬・清掃・包装等の職業	9.9	13.2	5.4	5.4	－
	分類不能	6.3	7.5	4.4	0.0	－

（注） ①「常用」の原数値（パート及び臨時・季節を除く）です。

② 求職申込書における「性別」欄の記載が任意となっていることから、男女別の合計は全体の値と一致しない場合もあります。

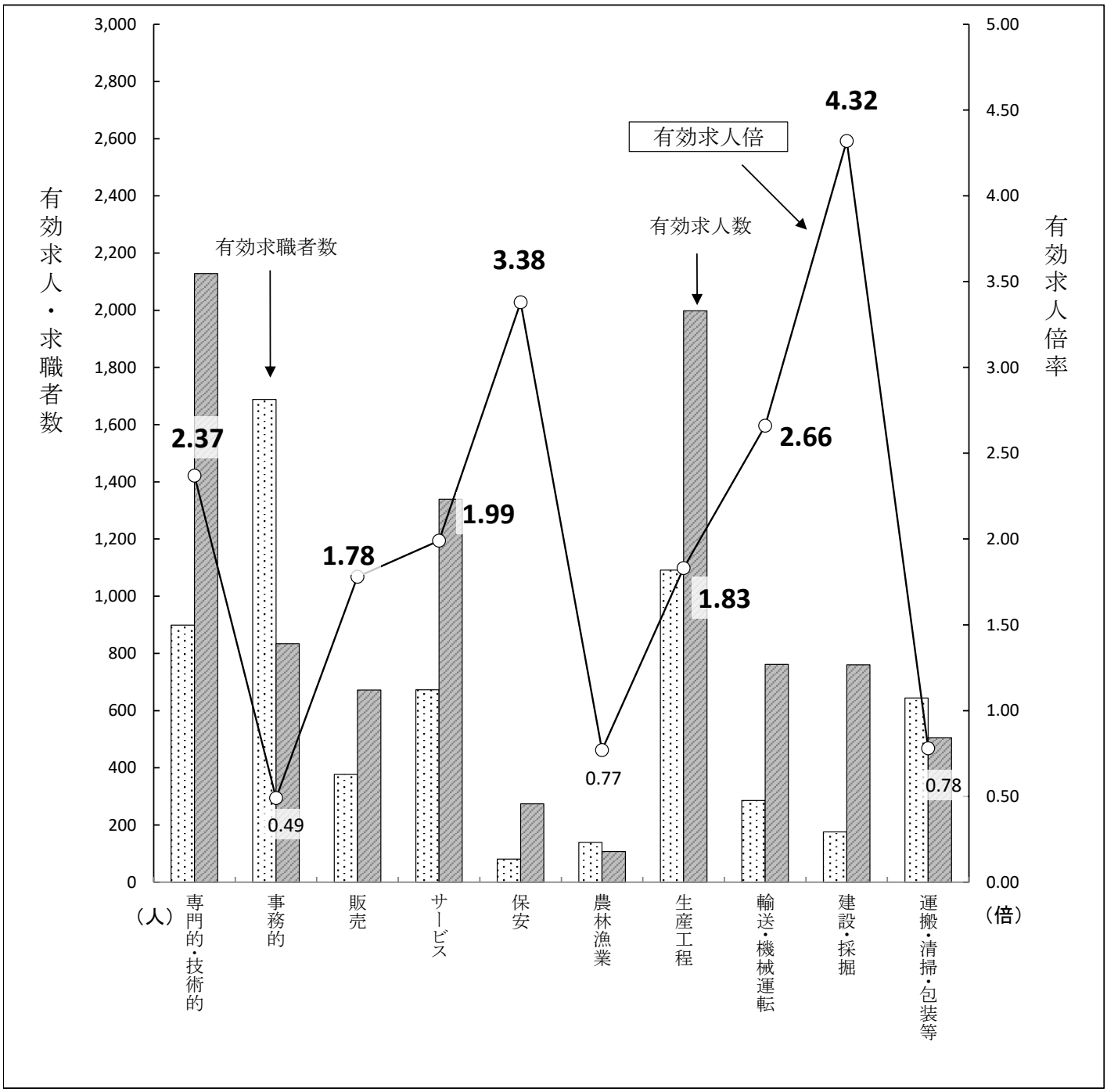
③ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いについては、１頁の注５を参照。

④ 令和5年度から日本標準職業分類を用いています。

用語解説:
専門的･技術的職業;「高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な業務に従事するもの及び医療･法律･教育･宗教･芸術･その他専門的性質の業務に従事するもの」をいう。

職業別求人・求職バランスシート

令和８年9月



職業	専門的・技術的	事務的	販売	サービス	保安	農林漁業	生産工程	輸送・機械運転	建設・採掘	運搬・清掃・包装等	合計
有効求人数	2,128	834	672	1,339	274	107	1,998	762	760	505	9,410
有効求職者数	899	1,688	377	673	81	139	1,091	286	176	644	6,490
有効求人倍率	**2.37**	0.49	**1.78**	**1.99**	**3.38**	0.77	**1.83**	**2.66**	**4.32**	0.78	**1.45**

（注）
① 「常用」の原数値（パート及び臨時・季節を除く）です。
② ［職業］の合計欄には、［管理的職業］、［分類不能］を含みます。
③ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。
④ 令和5年度から日本標準職業分類を用いています。

企　業　整　備　状　況

令和8年度

【前年(同月)比】(件、人、%)

項目		合計 件数	対前年増減率	合計 人員	対前年増減率	内訳 人員整理 件数	人員整理 人員	内訳 倒産 件数	倒産 人員	規模別(件数) 29人以下	30～99人	100～499人	500人以上	中高年齢者数
令和元年度		36	(56.5)	494	(10.8)	34	458	2	36	29	5	2	0	340
令和２年度		74	(105.6)	1,163	(135.4)	72	1,091	2	72	38	20	16	0	795
令和３年度		31	(▲ 58.1)	475	(▲ 59.2)	28	430	3	45	19	8	3	1	309
令和４年度		45	(45.2)	704	(48.2)	40	610	5	94	30	7	8	0	464
令和５年度		46	(2.2)	801	(13.8)	43	726	3	75	26	16	4	0	578
令和６年度		34	(▲ 26.1)	455	(▲ 43.2)	33	436	1	19	29	3	2	0	313
令和７年度		30	(▲ 11.8)	495	(8.8)	28	441	2	54	21	6	2	1	366
令和８年度		9	(▲ 70.0)	153	(▲ 69.1)	7	127	2	26	6	2	1	0	107
令和7年度	4月	3	(▲ 25.0)	24	(▲ 54.7)	3	24	0	0	3	0	0	0	17
	5月	3	(0.0)	42	(50.0)	3	42	0	0	1	0	1	1	42
	6月	4	(100.0)	75	(257.1)	4	75	0	0	4	0	0	0	46
	7月	3	(0.0)	55	(▲ 12.7)	2	48	1	7	2	1	0	0	43
	8月	2	(▲ 33.3)	16	(▲ 57.9)	2	16	0	0	2	0	0	0	7
	9月	3	(200.0)	43	(616.7)	3	43	0	0	2	1	0	0	23
	10月	1	(▲ 75.0)	14	(▲ 81.8)	1	14	0	0	0	1	0	0	8
	11月	5	(150.0)	85	(400.0)	4	38	1	47	4	1	0	0	75
	12月	1	(0.0)	6	(▲ 45.5)	1	6	0	0	1	0	0	0	6
	1月	1	(▲ 50.0)	62	(169.6)	1	62	0	0	0	1	0	0	40
	2月	2	(▲ 66.7)	35	(▲ 55.7)	2	35	0	0	1	0	1	0	22
	3月	2	(▲ 33.3)	38	(▲ 2.6)	2	38	0	0	1	1	0	0	37
令和8年度	4月	3	(0.0)	47	(95.8)	3	47	0	0	2	1	0	0	31
	5月	2	(▲ 33.3)	28	(▲ 33.3)	1	22	1	6	2	0	0	0	11
	6月	3	(▲ 25.0)	56	(▲ 25.3)	2	36	1	20	2	0	1	0	43
	7月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8月	1	(▲ 50.0)	22	(37.5)	1	22	0	0	0	1	0	0	22
	9月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 県内の公共職業安定所を通じて、**5人以上の解雇・雇止めについて**事業所からの任意の届出により把握した状況です。
企業整備が複数月に亘って実施される場合は、開始月に一括して計上しています。

※▲は、減少である。 ※(−)は前年同月の数値が「0」のため計算不可。
※令和8年度の数値は、令和9年3月迄の合計であり、「対前年増減率」の数値は、令和7年度との比較。
※届出の状況により数値が変更となる場合があります。

◆今月は、5人以上の解雇・雇止めについて届け出がありませんでした。

雇用保険関係主要指標（適用関係）

山梨労働局職業安定部職業安定課

年度	1 適用事業所数	対前年増減率	2 被保険者数	対前年増減率	3 資格取得者数	対前年増減率	4 資格喪失者数	対前年増減率	5 4のうち解雇者数	対前年増減率	6 離職票交付枚数	対前年増減率	7 事務組合数	事務組合委託状況 8 事業所数	対前年増減率	9 被保険者数	対前年増減率
２９年度	14,120	1.6	217,769	2.6	41,584	2.6	35,548	3.2	2,158	▲ 2.4	22,398	▲ 0.0	79	5,161	1.9	30,649	2.7
３０年度	14,194	0.5	221,332	1.6	41,120	▲ 1.1	37,462	5.4	2,178	0.9	23,410	4.5	79	5,167	0.1	31,087	1.4
元 年度	14,323	0.9	223,532	1.0	39,926	▲ 2.9	37,568	0.3	2,627	20.6	24,554	4.9	78	5,203	0.7	31,673	1.9
2 年度	14,717	2.8	225,260	0.8	37,512	▲ 6.0	35,393	▲ 5.8	3,086	17.5	23,077	▲ 6.0	78	5,303	1.9	31,607	▲ 0.2
3 年度	14,968	1.7	225,741	0.2	36,179	▲ 3.6	35,602	0.6	1,700	▲ 44.9	22,237	▲ 3.6	78	5,332	0.5	31,490	▲ 0.4
4 年度	15,106	0.9	227,046	0.6	38,536	6.5	37,524	5.4	1,845	8.5	23,893	7.4	78	5,367	0.7	31,724	0.7
5 年度	15,224	0.8	227,329	0.1	37,572	▲ 2.5	37,792	0.7	2,441	32.3	24,716	3.4	78	5,389	0.4	32,012	0.9
6 年度	15,405	1.2	228,067	0.3	37,368	▲ 0.5	36,679	▲ 2.9	2,071	▲ 15.2	23,690	▲ 4.2	77	5,438	0.9	32,067	0.2
7 年度	15,485	0.5	228,932	0.4	36,652	▲ 1.9	36,035	▲ 1.8	1,953	▲ 5.7	23,456	▲ 1.0	78	5,423	▲ 0.3	32,109	0.1
令和7年度 4月	15,392	1.0	227,601	0.3	5,897	▲ 2.5	6,328	▲ 2.0	355	▲ 20.4	4,169	1.2	78	5,410	0.6	32,070	0.7
令和7年度 5月	15,418	1.1	229,774	0.2	5,213	▲ 7.0	3,119	▲ 5.4	132	▲ 15.4	1,857	▲ 11.6	78	5,411	0.8	32,189	0.4
令和7年度 6月	15,428	1.1	230,389	0.3	3,222	4.9	2,714	6.1	130	▲ 9.1	1,691	7.8	78	5,403	0.5	32,211	0.4
令和7年度 7月	15,454	1.1	230,046	0.2	2,825	▲ 4.5	3,126	▲ 3.2	240	10.1	2,016	▲ 4.0	78	5,411	0.5	32,181	0.4
令和7年度 8月	15,479	1.2	230,066	0.3	2,384	▲ 0.5	2,386	▲ 6.4	102	▲ 31.5	1,587	▲ 6.9	78	5,423	0.6	32,218	0.4
令和7年度 9月	15,411	1.0	230,005	0.3	2,356	▲ 10.5	2,467	▲ 9.2	95	▲ 17.4	1,648	▲ 10.6	78	5,411	0.3	32,198	0.3
令和7年度 10月	15,414	0.8	229,641	0.4	2,761	▲ 6.6	3,115	▲ 11.9	159	4.6	2,159	11.7	78	5,411	0.1	32,234	0.3
令和7年度 11月	15,423	0.8	229,732	0.4	2,209	▲ 7.8	2,087	▲ 5.4	118	26.9	1,385	▲ 5.7	78	5,419	0.2	32,248	0.2
令和7年度 12月	15,450	0.8	229,697	0.3	2,206	0.5	2,262	7.7	146	32.7	1,470	▲ 1.6	78	5,425	0.2	32,240	0.1
令和7年度 1月	15,450	0.5	229,044	0.4	2,586	9.9	3,281	3.7	227	44.6	2,171	4.0	78	5,417	▲ 0.1	32,079	▲ 0.0
令和7年度 2月	15,471	0.5	228,962	0.3	2,264	▲ 1.2	2,396	6.4	136	0.7	1,546	▲ 1.5	78	5,417	▲ 0.3	32,093	0.1
令和7年度 3月	15,485	0.5	228,932	0.4	2,729	10.8	2,754	5.4	113	▲ 42.6	1,757	3.3	78	5,423	▲ 0.3	32,109	0.1
令和8年度 4月	15,537	0.9	228,630	0.5	5,857	▲ 0.7	6,078	▲ 4.0	382	7.6	3,970	▲ 4.8	77	5,429	0.4	32,359	0.9
令和8年度 5月	15,566	1.0	230,964	0.5	4,768	▲ 8.5	2,676	▲ 14.2	171	29.5	1,762	▲ 5.1	77	5,419	0.1	32,583	1.2
令和8年度 6月	15,557	0.8	231,321	0.4	3,013	▲ 6.5	2,793	2.9	153	17.7	1,669	▲ 1.3	77	5,396	▲ 0.1	32,472	0.8
令和8年度 7月	15,552	0.6	231,176	0.5	2,839	0.5	3,028	▲ 3.1	174	▲ 27.5	1,973	▲ 2.1	77	5,398	▲ 0.2	32,504	1.0
令和8年度 8月	15,556	0.5	231,100	0.4	2,508	5.2	2,542	6.5	80	▲ 21.6	1,657	4.4	77	5,398	▲ 0.5	32,488	0.8
令和8年度 9月	15,483	0.5	231,119	0.5	2,417	2.6	2,449	▲ 0.7	113	18.9	1,591	▲ 3.5	77	5,379	▲ 0.6	32,483	0.9
令和8年度 10月																	
令和8年度 11月																	
令和8年度 12月																	
令和8年度 1月																	
令和8年度 2月																	
令和8年度 3月																	

＊１欄「適用事業所数」、２欄「被保険者数」、７欄「事務組合数」、事務組合委託状況の８欄「事業所数」、９欄「被保険者数」の年度数は、当該年度の年度末（３月）の数値です。

＊「７欄事務組合数」は、公共職業安定所の所掌する事務組合の数です。

雇用保険関係主要指標（給付関係）

山梨労働局職業安定部職業安定課

金額単位：千円

年度	1 一般受給資格 決定件数	対前年増減率	2 基本手当 初回受給者数	対前年増減率	3 求職者給付 一般被保険者 受給者実人員	一般被保険者（基本手当）対前年増減率	一般被保険者（基本手当）支給金額	高年齢継続被保険者（高年齢求職者給付）受給者数	高年齢継続被保険者（高年齢求職者給付）支給金額	短期雇用特例被保険者（特例一時金）受給者数	短期雇用特例被保険者（特例一時金）支給金額	4 就職促進給付 再就職手当 支給人員	再就職手当 支給金額	常用就職支度手当 支給人員	常用就職支度手当 支給金額	5 失業等給付支給総額	対前年増減率
２８年度	8,021	▲ 7.8	6,339	▲ 10.7	2,300	▲ 14.6	3,257,912	1,496	327,613	295	55,872	2,334	748,993	46	5,092	7,622,022	▲ 9.6
２９年度	7,683	▲ 4.2	6,054	▲ 4.5	2,168	▲ 5.7	3,079,671	1,554	326,447	301	57,304	2,470	924,162	25	3,781	7,744,578	1.6
３０年度	7,805	1.6	6,000	▲ 0.9	2,149	▲ 0.9	3,130,716	1,783	387,012	292	55,748	2,508	964,723	14	2,193	8,034,302	3.7
元 年度	8,099	3.8	6,648	10.8	2,315	7.7	3,450,931	2,327	505,350	271	53,053	2,524	996,447	36	6,219	8,743,772	8.8
２ 年度	9,080	12.1	8,076	21.5	3,076	32.9	4,704,579	2,428	518,897	231	45,498	2,169	877,120	54	8,710	10,724,324	22.7
３ 年度	7,529	▲ 17.1	6,459	▲ 20.0	2,457	▲ 20.1	3,733,799	2,395	517,605	235	45,243	2,089	796,371	39	6,535	9,406,511	▲ 12.3
４ 年度	7,729	2.7	6,317	▲ 2.2	2,276	▲ 7.4	3,428,245	2,567	560,248	237	45,674	2,021	787,649	17	2,940	9,224,287	▲ 1.9
５ 年度	8,369	8.3	7,115	12.6	2,581	13.4	3,972,979	2,603	583,378	252	50,327	2,475	1,016,656	19	2,527	9,979,238	8.2
６ 年度	7,503	▲ 10.3	6,332	▲ 11.0	2,350	▲ 9.0	3,848,632	2,710	616,657	216	44,490	2,326	968,605	16	2,306	9,705,486	▲ 2.7
７ 年度	7,811	4.1	7,438	17.5	2,599	10.6	4,151,618	2,712	641,796	192	40,686	2,237	983,464	13	2,403	10,410,328	7.3
４月	977	▲ 0.6	611	▲ 7.0	2,040	▲ 6.3	256,537	302	70,167	0	0	139	60,818	0	0	748,153	8.4
令 ５月	774	▲ 24.0	765	▲ 7.0	2,333	▲ 4.0	311,906	417	101,994	1	233	246	110,042	3	457	974,169	3.8
６月	605	▲ 16.4	617	▲ 10.7	2,517	▲ 7.3	309,646	265	61,285	1	254	219	100,799	0	0	785,083	▲ 3.6
和 ７月	689	4.7	871	24.3	2,917	1.5	413,191	194	45,993	0	0	200	87,878	1	166	940,786	9.8
８月	555	▲ 9.5	609	▲ 4.5	2,883	▲ 3.9	386,050	180	44,480	0	0	192	80,144	2	342	814,137	▲ 3.2
7 ９月	583	▲ 19.4	568	8.4	2,954	3.9	390,605	189	45,346	0	0	162	69,221	0	0	890,006	2.9
１０月	762	7.2	629	12.5	2,887	2.4	420,161	169	39,754	1	206	221	91,180	0	0	921,158	9.3
年 １１月	488	▲ 22.0	545	▲ 11.1	2,627	▲ 1.9	339,190	184	43,657	0	0	140	59,491	1	198	832,675	▲ 8.7
１２月	482	0.8	505	3.3	2,548	0.8	305,866	201	45,328	6	1,251	188	80,988	0	0	791,800	4.2
度 １月	716	17.4	578	26.2	2,560	6.1	391,954	151	34,991	46	8,944	191	86,113	2	408	952,338	7.2
２月	558	▲ 13.6	482	▲ 6.4	2,375	3.6	293,177	247	59,121	131	28,489	141	61,817	2	451	802,502	6.2
３月	622	7.4	658	47.2	2,546	15.3	333,336	213	49,679	6	1,309	198	94,973	2	381	957,522	17.5
４月	859	▲ 12.1	565	▲ 7.5	2,338	14.6	332,901	347	84,355	1	237	174	78,692	1	201	892,600	19.3
令 ５月	768	▲ 0.8	762	▲ 0.4	2,476	6.1	325,855	448	112,237	4	952	240	103,546	2	420	1,007,591	3.4
６月	612	1.2	714	15.7	2,802	11.3	363,637	303	74,213	2	476	238	109,614	3	512	885,370	12.8
和 ７月	650	▲ 5.7	661	▲ 24.1	2,768	▲ 5.1	417,769	191	45,283	0	0	193	85,458	1	89	974,532	3.6
８月	541	▲ 2.5	531	▲ 12.8	2,725	▲ 5.5	363,948	206	53,565	0	0	202	92,774	1	223	835,414	2.6
8 ９月	531	▲ 8.9	507	▲ 10.7	2,592	▲ 12.3	372,315	184	44,132	0	0	162	75,330	0	0	887,527	▲ 0.3
１０月																	
年 １１月																	
１２月																	
度 １月																	
２月																	
３月																	

＊受給者実人員の年度数は、年度平均です。また、支給金額の年度累計額は四捨五入のため合わない場合があります。
＊失業等給付支給総額には、日雇労働求職者給付金は含まれていません。
＊「3求職者給付」のうち、短期雇用特例被保険者(特例一時金)の支給金額には、追加給付分が含まれています。

新規

時系列職業紹介統計表

1. 新規求職者数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)　　山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	3,338	3,248	3,301	3,202	2,929	3,163	3,108	3,244	3,210	2,789	3,191	3,356
2018	30年	3,006	3,134	3,178	3,213	3,154	2,930	2,954	3,169	3,090	3,167	3,055	3,098
2019	31・元年	3,060	3,070	3,132	3,070	3,252	3,219	3,303	3,023	3,083	3,050	3,116	3,436
2020	2年	3,282	3,155	3,037	2,754	2,811	3,245	3,164	3,129	2,987	3,002	2,990	2,887
2021	3年	2,871	3,123	2,869	2,886	2,897	2,754	2,925	2,990	2,875	2,956	3,006	2,873
2022	4年	2,900	2,858	3,172	2,942	2,928	2,933	2,868	2,862	2,943	2,879	2,851	2,776
2023	5年	2,849	2,900	2,903	2,956	2,876	2,956	2,832	2,913	2,913	2,876	2,844	2,905
2024	6年	2,897	2,820	2,771	2,740	2,721	2,711	2,739	2,641	2,682	2,674	2,598	2,603
2025	7年	2,758	2,613	2,563	2,599	2,684	2,530	2,614	2,635	2,609	2,589	2,712	2,745
2026	8年	2,716	2,404	2,658	2,576	2,646	2,647	2,608	2,650	2,650			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和７年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年２月の5,146人、過去最低数は昭和44年３月の1,032人

2. 新規求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	6,290	5,979	5,583	6,222	5,936	6,011	6,337	6,239	6,256	6,109	6,336	6,628
2018	30年	6,295	6,182	6,559	6,716	6,089	6,304	6,592	6,462	6,461	6,767	6,306	6,071
2019	31・元年	6,402	6,612	6,358	6,503	6,756	6,412	6,577	6,731	5,993	6,140	6,005	5,909
2020	2年	6,045	5,811	5,164	3,809	4,854	4,797	4,701	4,871	5,017	5,010	5,581	5,304
2021	3年	4,720	5,583	5,765	5,035	5,751	6,002	5,725	5,583	6,040	6,095	6,188	6,196
2022	4年	5,961	5,888	6,413	6,112	6,449	6,724	6,625	6,536	**7,294**	6,422	6,224	6,916
2023	5年	6,216	6,178	6,012	6,389	6,164	5,881	6,013	6,181	6,002	5,497	6,102	6,176
2024	6年	6,233	5,946	6,081	6,029	5,549	6,086	6,086	5,758	5,772	5,996	5,645	5,629
2025	7年	5,979	5,869	5,755	5,825	6,052	5,349	5,530	5,838	5,659	5,592	5,919	5,518
2026	8年	5,848	5,864	5,866	5,551	6,217	6,254	6,052	6,478	6,339			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和７年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は令和４年９月の7,294人、過去最低数は昭和52年12月の1,721人

3. 山梨県の新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	1.88	1.84	1.69	1.94	2.03	1.90	2.04	1.92	1.95	2.19	1.99	1.97
2018	30年	2.09	1.97	2.06	2.09	1.93	2.15	2.23	2.04	2.09	2.14	2.06	1.96
2019	31・元年	2.09	2.15	2.03	2.12	2.08	1.99	1.99	2.23	1.94	2.01	1.93	1.72
2020	2年	1.84	1.84	1.70	1.38	1.73	1.48	1.49	1.56	1.68	1.67	1.87	1.84
2021	3年	1.64	1.79	2.01	1.74	1.99	2.18	1.96	1.87	2.10	2.06	2.06	2.16
2022	4年	2.06	2.06	2.02	2.08	2.20	2.29	2.31	2.28	2.48	2.23	2.18	2.49
2023	5年	2.18	2.13	2.07	2.16	2.14	1.99	2.12	2.12	2.06	1.91	2.15	2.13
2024	6年	2.15	2.11	2.19	2.20	2.04	2.24	2.22	2.18	2.15	2.24	2.17	2.16
2025	7年	2.17	2.25	2.25	2.24	2.25	2.11	2.12	2.22	2.17	2.16	2.18	2.01
2026	8年	2.15	2.44	2.21	2.15	2.35	2.36	2.32	2.44	2.39			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和７年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成２年11月の4.62倍、過去最低倍率は平成21年３月の0.69倍

4. 全国の新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	2.13	2.16	2.14	2.18	2.28	2.24	2.25	2.22	2.26	2.36	2.31	2.40
2018	30年	2.36	2.34	2.37	2.37	2.37	2.45	2.45	2.37	2.47	2.38	2.41	2.40
2019	31・元年	2.47	2.48	2.44	**2.49**	2.48	2.39	2.36	2.43	2.31	2.42	2.35	2.39
2020	2年	2.08	2.26	2.25	1.88	1.93	1.73	1.71	1.83	1.93	1.78	1.97	2.01
2021	3年	2.01	1.96	2.02	1.92	2.12	2.09	1.97	1.99	2.08	2.03	2.03	2.16
2022	4年	2.17	2.22	2.18	2.22	2.24	2.25	2.32	2.29	2.31	2.34	2.36	2.37
2023	5年	2.35	2.34	2.29	2.30	2.34	2.31	2.28	2.30	2.25	2.25	2.26	2.26
2024	6年	2.25	2.26	2.28	2.19	2.24	2.25	2.24	2.30	2.21	2.25	2.25	2.26
2025	7年	2.30	2.31	2.27	2.26	2.18	2.18	2.18	2.15	2.13	2.12	2.14	2.14
2026	8年	2.11	2.10	2.15	2.11	2.11	2.16	2.10	2.06	2.19			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和７年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成31年４月の2.49倍、過去最低倍率は平成21年５月の0.76倍

有 効

1. 有効求職者数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)　　山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	12,749	12,757	12,847	12,699	12,548	12,455	12,412	12,508	12,689	12,244	12,336	12,352
2018	30年	12,418	12,342	12,325	12,469	12,526	12,443	12,305	12,326	12,336	12,475	12,616	12,610
2019	31・元年	12,483	12,428	12,459	12,527	12,643	12,769	12,924	12,855	12,802	12,539	12,624	12,793
2020	2年	13,187	13,223	13,045	12,363	12,259	12,655	13,432	14,188	14,281	14,323	14,388	14,090
2021	3年	13,837	13,807	13,550	13,430	13,280	13,154	13,060	13,072	12,957	12,969	12,963	12,963
2022	4年	13,023	12,933	13,075	13,119	13,164	13,136	13,078	13,027	13,042	12,966	12,855	12,849
2023	5年	12,968	13,125	13,326	13,358	13,484	13,599	13,659	13,727	13,776	13,773	13,619	13,805
2024	6年	13,846	13,961	13,599	13,377	13,436	13,470	13,431	13,390	13,289	13,148	13,109	13,115
2025	7年	13,141	13,014	12,771	12,663	12,831	12,755	12,726	12,661	12,597	12,603	12,572	12,450
2026	8年	12,505	12,266	12,177	12,208	12,252	12,199	12,008	12,043	11,888			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和７年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年７月の21,706人、過去最低数は昭和44年２月の3,810人

2. 有効求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	16,197	16,548	16,648	17,010	16,811	17,005	16,983	17,241	17,488	17,344	17,684	17,988
2018	30年	18,267	18,215	17,923	18,393	18,394	17,992	17,963	18,326	18,444	18,457	18,336	18,027
2019	31・元年	17,901	18,086	18,123	18,081	18,341	18,642	18,658	18,293	17,888	17,424	16,933	16,924
2020	2年	17,030	16,837	15,562	13,640	12,402	12,423	12,768	13,038	13,255	13,644	14,120	14,647
2021	3年	14,321	14,640	15,110	15,443	15,661	15,782	16,209	16,094	16,147	16,565	16,718	17,014
2022	4年	17,101	17,004	17,444	17,645	18,032	18,516	18,698	18,822	**19,429**	18,965	18,648	18,535
2023	5年	18,421	18,495	17,948	18,015	17,907	17,537	17,265	17,200	17,023	16,583	16,724	16,893
2024	6年	17,656	17,561	17,228	17,117	17,032	17,241	17,232	17,218	16,907	16,848	16,820	16,822
2025	7年	16,732	16,625	16,613	16,619	16,855	16,540	16,375	16,213	16,480	16,480	16,558	16,437
2026	8年	16,516	16,435	16,791	16,741	16,778	17,274	17,622	18,108	18,132			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和７年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は令和４年９月の19,429人、過去最低数は昭和40年12月の5,466人

3. 山梨県の有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	1.27	1.30	1.30	1.34	1.34	1.37	1.37	1.38	1.38	1.42	1.43	1.46
2018	30年	1.47	1.48	1.45	1.48	1.47	1.45	1.46	1.49	1.50	1.48	1.45	1.43
2019	31・元年	1.43	1.46	1.45	1.44	1.45	1.46	1.44	1.42	1.40	1.39	1.34	1.32
2020	2年	1.29	1.27	1.19	1.10	1.01	0.98	0.95	0.92	0.93	0.95	0.98	1.04
2021	3年	1.03	1.06	1.12	1.15	1.18	1.20	1.24	1.23	1.25	1.28	1.29	1.31
2022	4年	1.31	1.31	1.33	1.34	1.37	1.41	1.43	1.44	1.49	1.46	1.45	1.44
2023	5年	1.42	1.41	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.20	1.23	1.22
2024	6年	1.28	1.26	1.27	1.28	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28
2025	7年	1.27	1.28	1.30	1.31	1.31	1.30	1.29	1.28	1.31	1.31	1.32	1.32
2026	8年	1.32	1.34	1.38	1.37	1.37	1.42	1.47	1.50	1.53			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和７年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の3.79倍、過去最低倍率は平成21年７月、８月の0.39倍

4. 全国の有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	1.43	1.45	1.45	1.48	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53	1.55	1.56	1.58
2018	30年	1.60	1.59	1.59	1.59	1.60	1.62	1.63	1.63	1.64	1.63	1.63	1.62
2019	31・元年	1.63	1.63	1.63	1.63	1.62	1.61	1.60	1.60	1.59	1.59	1.57	1.56
2020	2年	1.49	1.44	1.40	1.31	1.19	1.12	1.08	1.05	1.04	1.04	1.05	1.06
2021	3年	1.08	1.09	1.10	1.10	1.11	1.13	1.14	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17
2022	4年	1.19	1.21	1.22	1.24	1.26	1.27	1.29	1.31	1.33	1.34	1.35	1.35
2023	5年	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27
2024	6年	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25	1.26	1.26	1.25
2025	7年	1.25	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20
2026	8年	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	1.18	1.18	1.18	1.19			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和７年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の1.93倍、過去最低倍率は平成21年８月の0.42倍

就業地別

1. 新規求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)　　山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	6,809	6,670	6,434	6,963	6,605	6,637	7,195	7,099	7,103	6,942	7,128	7,666
2018	30年	7,118	7,054	7,519	**7,810**	6,654	6,990	7,424	7,423	7,309	7,539	7,300	6,918
2019	31・元年	7,249	7,458	7,268	7,147	7,509	7,277	6,962	7,587	6,970	6,876	6,772	6,983
2020	2年	6,695	6,518	6,190	4,364	4,926	5,331	5,300	5,230	5,494	5,627	6,042	5,940
2021	3年	5,380	6,230	6,552	5,631	6,172	6,526	6,434	6,372	6,679	6,775	6,927	6,817
2022	4年	6,857	6,756	7,323	7,105	7,146	7,289	7,543	7,475	7,663	7,599	7,120	7,619
2023	5年	7,261	7,236	7,018	7,232	7,117	6,791	6,866	7,375	6,806	6,505	6,967	6,902
2024	6年	7,112	6,880	6,943	6,874	6,698	7,098	6,937	6,848	6,944	7,218	6,505	6,622
2025	7年	7,270	6,724	6,666	6,822	6,882	6,156	6,508	6,878	6,617	6,592	6,883	6,710
2026	8年	6,980	6,641	7,101	6,627	6,970	7,156	7,033	7,088	7,455			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和7年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※令和２年３月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。
※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

2. 有効求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	18,087	18,467	18,653	19,105	19,025	19,176	19,388	19,655	20,047	19,854	20,120	20,450
2018	30年	20,736	20,678	20,170	20,956	21,041	20,584	20,506	20,937	20,923	20,946	20,928	20,517
2019	31・元年	20,266	20,422	20,317	20,138	20,516	20,859	20,826	20,483	20,125	19,598	19,278	19,347
2020	2年	19,260	18,895	17,574	15,789	14,071	13,865	14,190	14,489	14,637	15,203	15,812	16,323
2021	3年	15,984	16,291	16,873	17,303	17,514	17,641	18,129	18,041	18,135	18,593	18,883	19,149
2022	4年	19,290	19,135	19,785	20,104	20,568	20,995	21,151	21,283	**21,595**	21,285	21,115	21,105
2023	5年	20,989	21,170	20,845	20,907	20,738	20,401	20,077	20,077	19,715	19,466	19,371	19,493
2024	6年	20,051	19,914	19,712	19,727	19,732	20,272	20,331	20,287	19,955	20,175	20,001	19,867
2025	7年	19,759	19,556	19,493	19,477	19,601	19,286	19,110	19,090	19,300	19,275	19,402	19,394
2026	8年	19,331	19,200	19,772	19,660	19,749	20,093	20,285	20,613	20,740			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和7年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※令和２年３月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。

3. 就業地別新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	2.04	2.05	1.95	2.17	2.26	2.10	2.31	2.19	2.21	2.49	2.23	2.28
2018	30年	2.37	2.25	2.37	2.43	2.11	2.39	2.51	2.34	2.37	2.38	2.39	2.23
2019	31・元年	2.37	2.43	2.32	2.33	2.31	2.26	2.11	2.51	2.26	2.25	2.17	2.03
2020	2年	2.04	2.07	2.04	1.58	1.75	1.64	1.68	1.67	1.84	1.87	2.02	2.06
2021	3年	1.87	1.99	2.28	1.95	2.13	2.37	2.20	2.13	2.32	2.29	2.30	2.37
2022	4年	2.36	2.36	2.31	2.42	2.44	2.49	2.63	2.61	2.60	2.64	2.50	2.74
2023	5年	2.55	2.50	2.42	2.45	2.47	2.30	2.42	2.53	2.34	2.26	2.45	2.38
2024	6年	2.45	2.44	2.51	2.51	2.46	2.62	2.53	2.59	2.59	2.70	2.50	2.54
2025	7年	2.64	2.57	2.60	2.62	2.56	2.43	2.49	2.61	2.54	2.55	2.54	2.44
2026	8年	2.57	2.76	2.67	2.57	2.63	2.70	2.70	2.67	**2.81**			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和7年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※令和２年３月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。
※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。
※就業地別求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。

4. 就業地別有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	1.42	1.45	1.45	1.50	1.52	1.54	1.56	1.57	1.58	1.62	1.63	1.66
2018	30年	1.67	1.68	1.64	1.68	1.68	1.65	1.67	1.70	1.70	1.68	1.66	1.63
2019	31・元年	1.62	1.64	1.63	1.61	1.62	1.63	1.61	1.59	1.57	1.56	1.53	1.51
2020	2年	1.46	1.43	1.35	1.28	1.15	1.10	1.06	1.02	1.02	1.06	1.10	1.16
2021	3年	1.16	1.18	1.25	1.29	1.32	1.34	1.39	1.38	1.40	1.43	1.46	1.48
2022	4年	1.48	1.48	1.51	1.53	1.56	1.60	1.62	1.63	1.66	1.64	1.64	1.64
2023	5年	1.62	1.61	1.56	1.57	1.54	1.50	1.47	1.46	1.43	1.41	1.42	1.41
2024	6年	1.45	1.43	1.45	1.47	1.47	1.50	1.51	1.52	1.50	1.53	1.53	1.51
2025	7年	1.50	1.50	1.53	1.54	1.53	1.51	1.50	1.51	1.53	1.53	1.54	1.56
2026	8年	1.55	1.57	1.62	1.61	1.61	1.65	1.69	1.71	**1.74**			

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和7年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※令和２年３月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。
※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。
※就業地別求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。

厚生労働省山梨労働局発表
令和8年10月30日

【照会先】
山梨労働局 職業安定部 職業安定課
課　　長　　長田　光市
地方職業指導官　　丸茂　君江
（電話）　055-225-2857

令和9年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況

（令和8年9月末現在）

厚生労働省山梨労働局（局長：岩﨑　充）は、令和8年9月末現在における令和9年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況を取りまとめました。

その概要は、次のとおりです。

○ **求人数　…　3,071　人**　（※山梨県内のハローワークで受理した数）
前年同期（3,011人）に比べ60人〔2.0％〕の増加
前々年同期（3,060人）に比べ11人〔0.4％〕の増加

○ **求職者数 …　751　人**
（※学校・ハローワーク扱いのみ。自己縁故、公務員等は含まない）
前年同期（785人）に比べ▲34人〔▲4.3％〕の減少
前々年同期（793人）に比べ▲42人〔▲5.3％〕の減少

○ **求人倍率　…　4.09　倍**
前年同期（3.84倍）に比べ0.25ポイント上昇
前々年同期比（3.86倍）に比べ0.23ポイント上昇

○ **就職決定(内定)者数　…　473　人**
前年同期（525人）に比べ▲52人〔▲9.9％〕の減少
前々年同期（555人）に比べ▲82人〔▲14.8％〕の減少

○ **就職決定（内定）率　…　63.0　％**
前年同期（66.9％）に比べ▲3.9ポイント低下
前々年同期（70.0％）に比べ▲7.0ポイントの低下

※通信制は除いてあります。

（参考資料）

○　新規高等学校卒業（予定）者職業紹介状況（令和9年3月卒）　…　P2
○　新規高等学校卒業（予定）者の就職内定率の推移　…　P3
○　新規高等学校卒業（予定）者の求人・求職・就職の状況　令和8年9月末日現在　…　P4
○　新規高等学校卒業（予定）者の産業・規模・職業別求人数（令和8年9月末）　…　P5

新規高等学校卒業（予定）者職業紹介状況（令和9年3月卒）

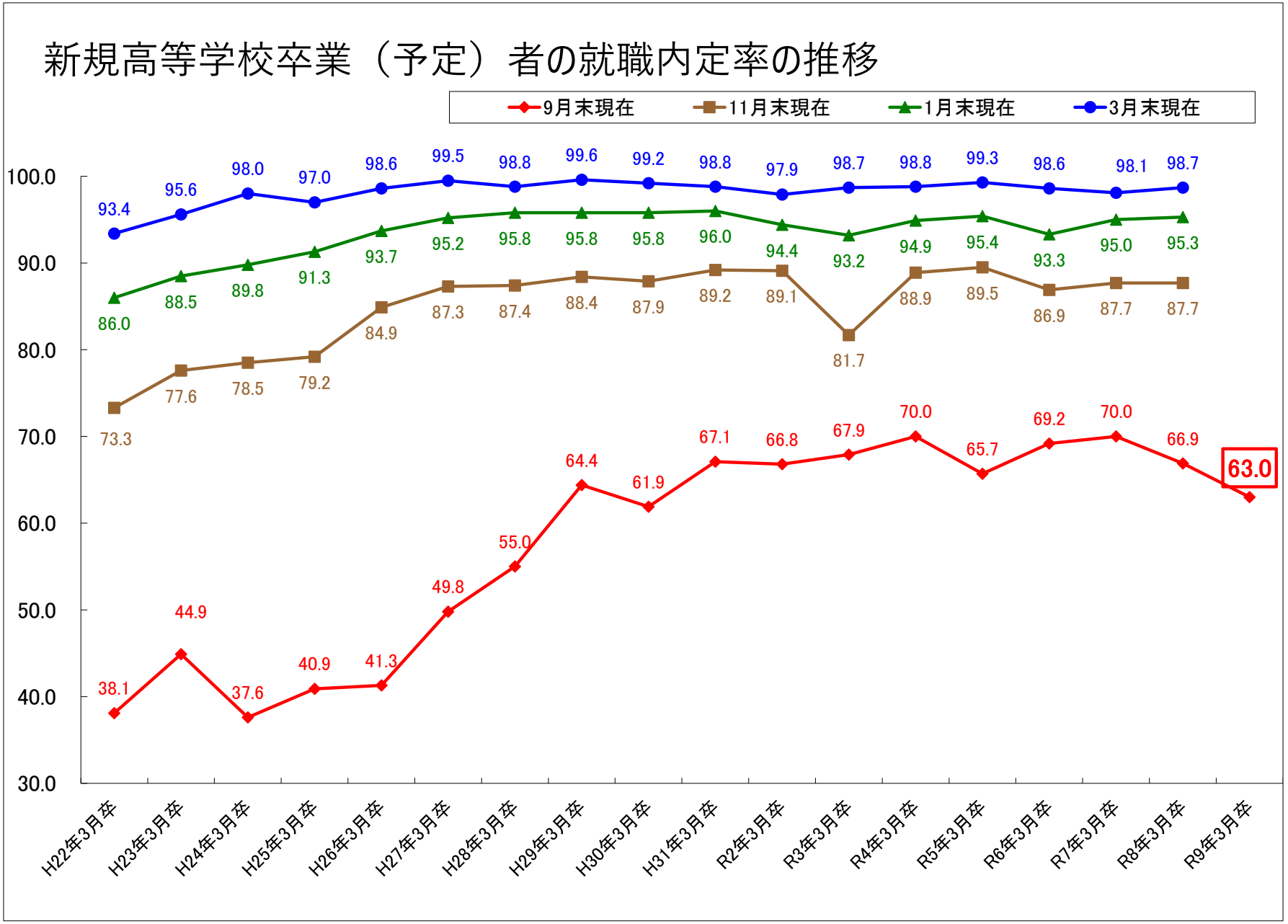
高等学校

山梨労働局職業安定部

	令和8年9月末現在			令和7年9月末現在			前年同期比		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
① 卒業者数	6,833	3,651	3,182	6,931	3,714	3,217	▲ 1.4 %	▲ 1.7 %	▲ 1.1 %
② 就職希望者数	751	493	258	785	520	265	▲ 4.3 %	▲ 5.2 %	▲ 2.6 %
②のうち県内希望者	677	436	241	689	441	248	▲ 1.7 %	▲ 1.1 %	▲ 2.8 %
③ 就職内定者数	473	321	152	525	350	175	▲ 9.9 %	▲ 8.3 %	▲ 13.1 %
③のうち県内内定者	415	272	143	473	305	168	▲ 12.3 %	▲ 10.8 %	▲ 14.9 %
④ 就職内定率（③／②×100）	63.0	65.1	58.9	66.9	67.3	66.0	▲ 3.9 P	▲ 2.2 P	▲ 7.1 P
⑤ 有効求職者数（就職未内定者数）	278	172	106	260	170	90	6.9 %	1.2 %	17.8 %
⑥ 求人数	3,071	-	-	3,011	-	-	2.0 %	-	-
⑦ 求人倍率（⑥／②）	4.09	-	-	3.84	-	-	0.25 P	-	-

※計上数字は、高等学校又はハローワーク（公共職業安定所）扱いによるもの。

新規高等学校卒業（予定）者の就職内定率の推移



※令和3年3月卒は、9月末時点に代えて10月末現在の数値です（採用選考開始期日が１ヶ月後ろ倒し（10月16日～）となったため）。

新規高等学校卒業（予定）者の求人・求職・就職の状況

各年次9月末日　現在

山梨労働局職業安定部

		① 求人数		② 卒業予定者数	③ 求職者数		④ 就職内定者数		⑤ 求人倍率		⑥ 就職内定率		⑦未内定者数(人)
		（人）	前年比（%）	（人）	（人）	前年比（%）	（人）	前年比（%）	①/③（倍）	前年比（ポイント）	④/③（%）	前年比（ポイント）	③-④
卒業年次	H6.3	6,880	-	12,383	2,684	-	1,983	-	2.56	-	73.9	-	701
	H7.3	4,570	▲ 33.6	12,047	2,361	▲ 12.0	1,372	▲ 30.8	1.94	▲ 0.62	58.1	▲ 15.8	989
	H8.3	3,759	▲ 17.7	11,557	2,110	▲ 10.6	1,252	▲ 8.7	1.78	▲ 0.16	59.3	1.2	858
	H9.3	3,545	▲ 5.7	11,188	1,986	▲ 5.9	1,187	▲ 5.2	1.78	0.00	59.8	0.5	799
	H10.3	3,463	▲ 2.3	10,870	1,816	▲ 8.6	1,154	▲ 2.8	1.91	0.13	63.5	3.7	662
	H11.3	2,252	▲ 35.0	10,235	1,735	▲ 4.5	779	▲ 32.5	1.30	▲ 0.61	44.9	▲ 18.6	956
	H12.3	1,581	▲ 29.8	9,897	1,514	▲ 12.7	790	1.4	1.04	▲ 0.26	52.2	7.3	724
	H13.3	1,613	2.0	9,753	1,326	▲ 12.4	680	▲ 13.9	1.22	0.18	51.3	▲ 0.9	646
	H14.3	1,404	▲ 13.0	10,316	1,318	▲ 0.6	600	▲ 11.8	1.07	▲ 0.15	45.5	▲ 5.8	718
	H15.3	1,039	▲ 26.0	10,147	1,231	▲ 6.6	471	▲ 21.5	0.84	▲ 0.23	38.3	▲ 7.2	760
	H16.3	990	▲ 4.7	9,876	1,099	▲ 10.7	428	▲ 9.1	0.90	0.06	38.9	0.6	671
	H17.3	1,295	30.8	9,454	1,209	10.0	470	9.8	1.07	0.17	38.9	0.0	739
	H18.3	1,408	8.7	9,786	1,305	7.9	563	19.8	1.08	0.01	43.1	4.2	742
	H19.3	1,604	13.9	9,207	1,178	▲ 9.7	609	8.2	1.36	0.28	51.7	8.6	569
	H20.3	1,646	2.6	8,922	1,188	0.8	556	▲ 8.7	1.39	0.03	46.8	▲ 4.9	632
	H21.3	1,442	▲ 12.4	8,802	1,192	0.3	592	6.5	1.21	▲ 0.18	49.7	2.9	600
	H22.3	775	▲ 46.3	8,962	1,112	▲ 6.7	424	▲ 28.4	0.70	▲ 0.51	38.1	▲ 11.6	688
	H23.3	916	18.2	8,945	1,199	7.8	538	26.9	0.76	0.06	44.9	6.8	661
	H24.3	901	▲ 1.6	8,872	1,190	▲ 0.8	447	▲ 16.9	0.76	0.00	37.6	▲ 7.3	743
	H25.3	1,038	15.2	9,099	1,161	▲ 2.4	475	6.3	0.89	0.13	40.9	3.3	686
	H26.3	1,251	20.5	8,887	1,254	8.0	518	9.1	1.00	0.11	41.3	0.4	736
	H27.3	1,542	23.3	8,749	1,286	2.6	640	23.6	1.20	0.20	49.8	8.5	646
	H28.3	1,913	24.1	8,795	1,311	1.9	721	12.7	1.46	0.26	55.0	5.2	590
	H29.3	2,203	15.2	8,413	1,226	▲ 6.5	790	9.6	1.80	0.34	64.4	9.4	436
	H30.3	2,495	13.3	8,528	1,263	3.0	782	▲ 1.0	1.98	0.18	61.9	▲ 2.5	481
	H31.3	2,676	7.3	8,203	1,205	▲ 4.6	808	3.3	2.22	0.24	67.1	5.2	397
	R2.3	2,943	10.0	7,977	1,141	▲ 5.3	762	▲ 5.7	2.58	0.36	66.8	▲ 0.3	379
	R3.3（※）	2,108	▲ 28.4	7,914	1,023	▲ 10.3	695	▲ 8.8	2.06	▲ 0.52	67.9	1.1	328
	R4.3	2,363	12.1	7,778	964	▲ 5.8	675	▲ 2.9	2.45	0.39	70.0	2.1	289
	R5.3	2,828	19.7	7,470	926	▲ 3.9	608	▲ 9.9	3.05	0.60	65.7	▲ 4.3	318
	R6.3	3,066	8.4	7,185	850	▲ 8.2	588	▲ 3.3	3.61	0.56	69.2	3.5	262
	R7.3	3,060	8.2	7,032	793	▲ 14.4	555	▲ 8.7	3.86	0.81	70.0	4.3	238
	R8.3	3,011	▲ 1.8	6,931	785	▲ 7.6	525	▲ 10.7	3.84	0.23	66.9	▲ 2.3	260
	R9.3	**3,071**	**2.0**	**6,833**	**751**	**▲ 4.3**	**473**	**▲ 9.9**	**4.09**	**0.25**	**63.0**	**▲ 3.9**	**278**

※計上数字は、高等学校又はハローワーク（公共職業安定所）扱いによるもの。求人数は、県内企業からの求人分のみ。

※令和3年3月卒は、採用選考開始期日が１ヶ月後ろ倒し（10月16日～）となったため、10月末現在の数値です。

新規高等学校卒業（予定）者の産業・規模・職業別求人数（令和8年9月末）

山梨労働局職業安定部

産業別 《求人数》	R8.9	R7.9	R6.9	前年比(人)	前々年比(人)	前年比(%)	前々年比(%)
合　　計	**3,071**	3,011	3,060	60	11	2.0%	0.4%
A,B 農・林・漁業 (01～04)	**16**	18	17	▲ 2	▲ 1	▲ 11.1%	▲ 5.9%
C 鉱業，採石業，砂利採取業 (05)	**0**	0	0	0	0	-	-
D 建　設　業 (06～08)	**587**	537	564	50	23	9.3%	4.1%
E 製　造　業 (09～32)	**1,238**	1,151	1,149	87	89	7.6%	7.7%
食料品製造業 (09)	**181**	123	144	58	37	47.2%	25.7%
飲料・たばこ・飼料製造業 (10)	**33**	33	31	0	2	0.0%	6.5%
繊維工業 (11)	**4**	3	2	1	2	33.3%	100.0%
木材・木製品製造業 (12)	**9**	8	11	1	▲ 2	12.5%	▲ 18.2%
家具・装備品製造業 (13)	**8**	9	10	▲ 1	▲ 2	▲ 11.1%	▲ 20.0%
パルプ・紙・紙加工品製造業 (14)	**14**	10	10	4	4	40.0%	40.0%
印刷・同関連業 (15)	**24**	22	21	2	3	9.1%	14.3%
化学工業 (16)	**36**	34	34	2	2	5.9%	5.9%
石油製品・石炭製品製造業 (17)	**0**	0	0	0	0	-	-
プラスチック製品製造業 (18)	**51**	43	52	8	▲ 1	18.6%	▲ 1.9%
ゴム製品製造業 (19)	**0**	0	0	0	0	-	-
窯業・土石製品製造業 (21)	**40**	38	35	2	5	5.3%	14.3%
鉄鋼業 (22)	**4**	4	4	0	0	0.0%	0.0%
非鉄金属製造業 (23)	**22**	21	32	1	▲ 10	4.8%	▲ 31.3%
金属製品製造業 (24)	**52**	61	64	▲ 9	▲ 12	▲ 14.8%	▲ 18.8%
はん用機械器具製造業 (25)	**97**	91	92	6	5	6.6%	5.4%
生産用機械器具製造業 (26)	**120**	128	103	▲ 8	17	▲ 6.3%	16.5%
業務用機械器具製造業 (27)	**130**	143	110	▲ 13	20	▲ 9.1%	18.2%
電子部品・デバイス・電子回路製造業 (28)	**152**	130	109	22	43	16.9%	39.4%
電気機械器具製造業 (29)	**125**	131	150	▲ 6	▲ 25	▲ 4.6%	▲ 16.7%
情報通信機械器具製造業 (30)	**56**	53	58	3	▲ 2	5.7%	▲ 3.4%
輸送用機械器具製造業 (31)	**43**	35	49	8	▲ 6	22.9%	▲ 12.2%
その他の製造業 (20,32)	**37**	31	28	6	9	19.4%	32.1%
F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33～36)	**7**	11	8	▲ 4	▲ 1	▲ 36.4%	▲ 12.5%
G 情報通信業 (37～41)	**18**	7	10	11	8	157.1%	80.0%
H 運輸業，郵便業 (42～49)	**152**	148	136	4	16	2.7%	11.8%
I 卸売業，小売業 (50～61)	**251**	267	308	▲ 16	▲ 57	▲ 6.0%	▲ 18.5%
卸売業 (50～55)	**87**	67	82	20	5	29.9%	6.1%
小売業 (56～61)	**164**	200	226	▲ 36	▲ 62	▲ 18.0%	▲ 27.4%
J 金融業，保険業 (62～67)	**30**	31	27	▲ 1	3	▲ 3.2%	11.1%
K 不動産業，物品賃貸業 (68～70)	**28**	18	16	10	12	55.6%	75.0%
L 学術研究，専門・技術サービス業 (71～74)	**46**	61	54	▲ 15	▲ 8	▲ 24.6%	▲ 14.8%
M 宿泊業，飲食サービス業 (75～77)	**170**	213	209	▲ 43	▲ 39	▲ 20.2%	▲ 18.7%
宿泊業 (75)	**132**	182	183	▲ 50	▲ 51	▲ 27.5%	▲ 27.9%
飲食サービス業 (76,77)	**38**	31	26	7	12	22.6%	46.2%
N 生活関連サービス業，娯楽業 (78～80)	**224**	258	238	▲ 34	▲ 14	▲ 13.2%	▲ 5.9%
O 教育，学習支援業 (81,82)	**15**	9	4	6	11	66.7%	275.0%
P 医療，福祉 (83～85)	**194**	189	223	5	▲ 29	2.6%	▲ 13.0%
Q 複合サービス事業 (86,87)	**11**	12	14	▲ 1	▲ 3	▲ 8.3%	▲ 21.4%
R サービス業(他に分類されないもの) (88～96)	**84**	81	83	3	1	3.7%	1.2%
S,T 公務，その他 (97～99)	**0**	0	0	0	0	-	-

規模別 《求人数》	R8.9	R7.9	R6.9	前年比(人)	前々年比(人)	前年比(%)	前々年比(%)
合計	**3,071**	3,011	3,060	60	11	2.0%	0.4%
29人以下	**780**	755	817	25	▲ 37	3.3%	▲ 4.5%
30～99人	**1,074**	1,155	1,099	▲ 81	▲ 25	▲ 7.0%	▲ 2.3%
100～299人	**779**	715	731	64	48	9.0%	6.6%
300～499人	**196**	204	178	▲ 8	18	▲ 3.9%	10.1%
500～999人	**173**	108	173	65	0	60.2%	0.0%
1,000人以上	**69**	74	62	▲ 5	7	▲ 6.8%	11.3%

規模別 〈申込件数〉	R8.9	R7.9	R6.9	前年比(件)	前々年比(件)	前年比(%)	前々年比(%)
合計	**1,168**	1,193	1,222	▲ 25	▲ 54	▲ 2.1%	▲ 4.4%
29人以下	**398**	410	439	▲ 12	▲ 41	▲ 2.9%	▲ 9.3%
30～99人	**465**	476	476	▲ 11	▲ 11	▲ 2.3%	▲ 2.3%
100～299人	**233**	243	244	▲ 10	▲ 11	▲ 4.1%	▲ 4.5%
300～499人	**43**	37	35	6	8	16.2%	22.9%
500～999人	**20**	14	21	6	▲ 1	42.9%	▲ 4.8%
1,000人以上	**9**	13	7	▲ 4	2	▲ 30.8%	28.6%

規模別 〈申込事業所数〉	R8.9	R7.9	R6.9	前年比(社)	前々年比(社)	前年比(%)	前々年比(%)
合計	**742**	759	788	▲ 17	▲ 46	▲ 2.2%	▲ 5.8%
29人以下	**255**	271	290	▲ 16	▲ 35	▲ 5.9%	▲ 12.1%
30～99人	**292**	296	298	▲ 4	▲ 6	▲ 1.4%	▲ 2.0%
100～299人	**144**	144	151	0	▲ 7	0.0%	▲ 4.6%
300～499人	**30**	28	29	2	1	7.1%	3.4%
500～999人	**11**	11	12	0	▲ 1	0.0%	▲ 8.3%
1,000人以上	**10**	9	8	1	2	11.1%	25.0%

職業別 《求人数》	R8.9	R7.9	R6.9	前年比(人)	前々年比(人)	前年比(%)	前々年比(%)
合　　計	**3,071**	3,011	3,060	60	11	2.0%	0.4%
A，B　専門的、技術的、管理的職業（01～24）	**494**	467	385	27	109	5.8%	28.3%
C　事務的職業（25～31）	**181**	197	162	▲ 16	19	▲ 8.1%	11.7%
D　販売職業（32～34）	**210**	225	246	▲ 15	▲ 36	▲ 6.7%	▲ 14.6%
E　サービスの職業	**507**	580	617	▲ 73	▲ 110	▲ 12.6%	▲ 17.8%
理容・美容師等（38）	**41**	54	52	▲ 13	▲ 11	▲ 24.1%	▲ 21.2%
調理師見習等（39）	**37**	47	56	▲ 10	▲ 19	▲ 21.3%	▲ 33.9%
飲食店店員等（40）	**231**	278	277	▲ 47	▲ 46	▲ 16.9%	▲ 16.6%
その他（35～37･41･42）	**198**	201	232	▲ 3	▲ 34	▲ 1.5%	▲ 14.7%
H，I，J，K　技能工，採掘，製造，建築従事者（49～73）	**1,604**	1,474	1,583	130	21	8.8%	1.3%
①　製造・製作従事者（49～59）	**1,113**	1,025	1,062	88	51	8.6%	4.8%
②　定置機関・建設機械運転（64･67）	**91**	97	89	▲ 6	2	▲ 6.2%	2.2%
③　採掘・建設・労務従事者（65･66･68～73）	**341**	299	382	42	▲ 41	14.0%	▲ 10.7%
その他（60～63）	**59**	53	50	6	9	11.3%	18.0%
F，G　その他の職業（43～48）	**75**	68	67	7	8	10.3%	11.9%

厚生労働省山梨労働局発表
令和8年10月30日

【照会先】
山梨労働局 職業安定部 職業安定課
課　長　　長田　光市
地方職業指導官　　丸茂　君江
（電話）　055-225-2857

令和9年3月新規大学等卒業予定者の就職内定状況

（令和8年10月1日現在）

厚生労働省山梨労働局（局長：岩﨑　充）は、令和8年10月1日現在における令和9年3月県内大学等（※1）新規大学等卒業予定者の就職内定状況（※2）を取りまとめました。

その概要は、次のとおりです。

1 就職希望者数 … 3,278 人

前年同期　（3,511人）に比べ ▲233人〔▲6.6%〕の減少

前々年同期　（3,644人）に比べ ▲366人〔▲10.0%〕の減少

2 就職内定者数 … 1,519 人

前年同期　（1,487人）に比べ 32人〔2.2%〕の増加

前々年同期　（1,545人）に比べ ▲26人〔▲1.7%〕の減少

3 就職内定率 … 46.3 %

前年同期　（42.4%）に比べ 3.9 ポイント上昇

前々年同期　（42.4%）に比べ 3.9 ポイント上昇

※1　県内大学等とは、大学、短大、専修学校及び公共職業能力開発施設（2年制・1年制）を指します。
※2　集計に当たっては、県内大学等30校の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめており、報告のない学生などは内定学生数として計上されておりません。

（添付資料）

○P2　…令和9年3月新規学校卒業予定者就職内定状況（令和8年10月1日現在）大学等
○P3･4　…新規大学等卒業者の就職内定率の推移
○P5･6　…新規大学等卒業者の就職内定状況の推移（10月1日現在）
○P7　…令和9年3月新規大学等卒業者対象　産業別・規模別求人受理状況（令和8年9月末現在）

令和9年3月新規学校卒業予定者就職内定状況

（令和8年10月1日現在）

大学等

山梨労働局職業安定部

項目 / 学校別		卒業予定者数	就職希望者数	内定学生数	就職内定率（%）	対前年比（P）
大学	計	3,308 (3,436)	2,339 (2,523)	1,020 (1,028)	43.6 (40.7)	2.9
	男	1,777 (1,895)	1,053 (1,187)	469 (461)	44.5 (38.8)	5.7
	女	1,531 (1,541)	1,286 (1,336)	551 (567)	42.8 (42.4)	0.4
短大	計	296 (415)	180 (240)	77 (60)	42.8 (25.0)	17.8
	男	88 (126)	28 (51)	14 (8)	50.0 (15.7)	34.3
	女	208 (289)	152 (189)	63 (52)	41.4 (27.5)	13.9
専修学校等	計	813 (806)	759 (748)	422 (399)	55.6 (53.3)	2.3
	男	354 (364)	330 (334)	191 (184)	57.9 (55.1)	2.8
	女	459 (442)	429 (414)	231 (215)	53.8 (51.9)	1.9
計	計	4,417 (4,657)	3,278 (3,511)	1,519 (1,487)	46.3 (42.4)	－
	男	2,219 (2,385)	1,411 (1,572)	674 (653)	47.8 (41.5)	6.3
	女	2,198 (2,272)	1,867 (1,939)	845 (834)	45.3 (43.0)	2.3

調査校数【◆大学：8校 ◆短大：3校 ◆専修等：19校】

※この調査は、山梨労働局管内の大学等30校が、10月1日時点で学生からの報告等により把握している内定状況等をとりまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめており、報告のない学生や連絡の取れない学生などは内定学生数として計上されておりません。なお、厚生労働省及び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査として実施しており、調査時点ごとに、電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査方法等が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。

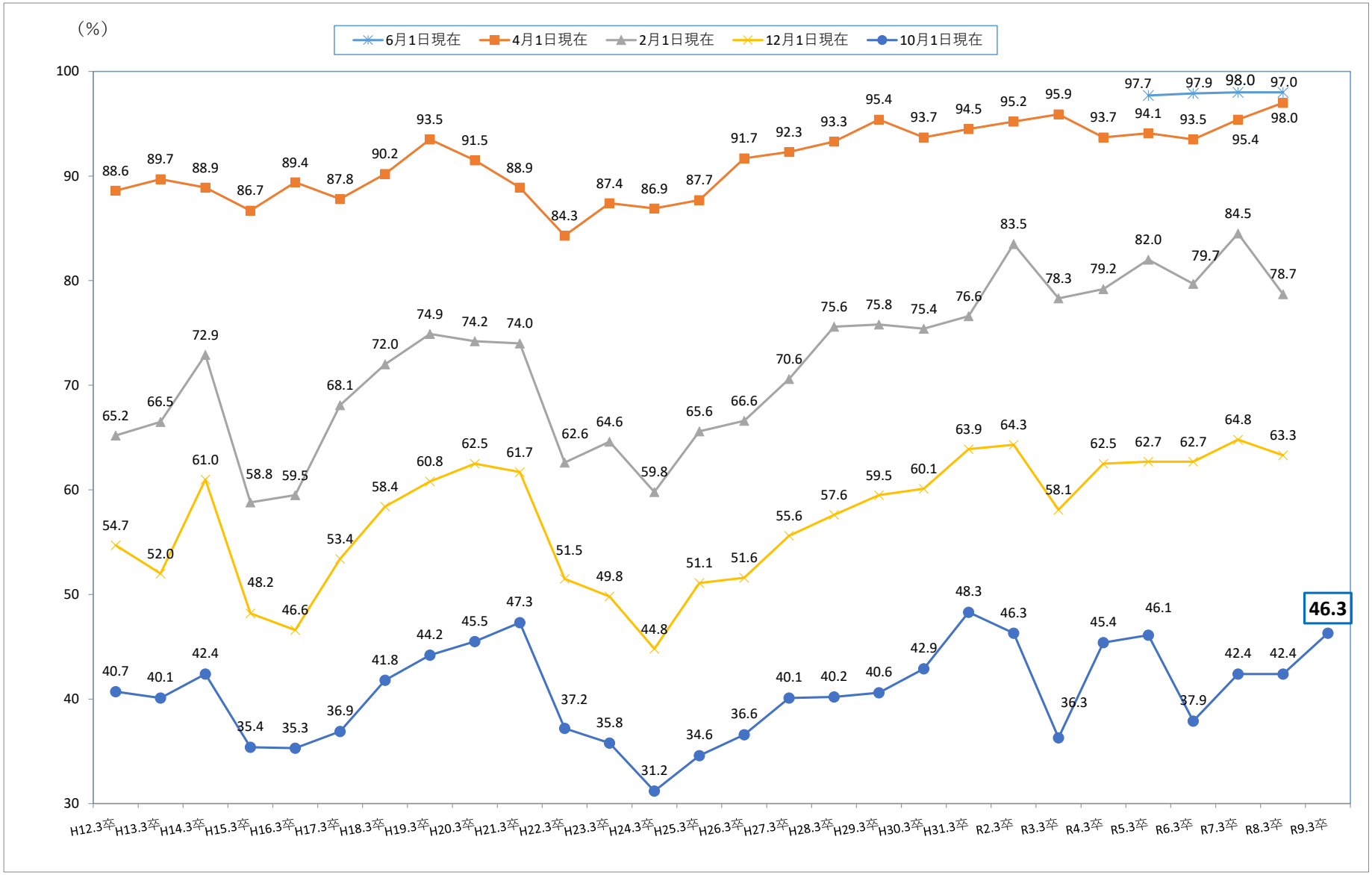
※カッコ内の数字は前年同期。

大学（理系・文系別）就職内定状況（10月１日現在）

		卒業予定者数	就職希望者数	内定取得者数	就職内定率
理系	令和9年3月卒	1,151 人	754 人	429 人	56.9%
	前年同期比（%）	(▲ 3.7)	(▲ 5.5)	(7.0)	(6.6P)
	令和8年3月卒	1,195 人	798 人	401 人	50.3%
文系	令和9年3月卒	2,157 人	1,585 人	591 人	37.3%
	前年同期比（%）	(▲ 3.7)	(▲ 8.1)	(▲ 6.2)	(0.8P)
	令和8年3月卒	2,241 人	1,725 人	630 人	36.5%

※カッコ内は前年同期比（%）、就職内定率はポイント（P）

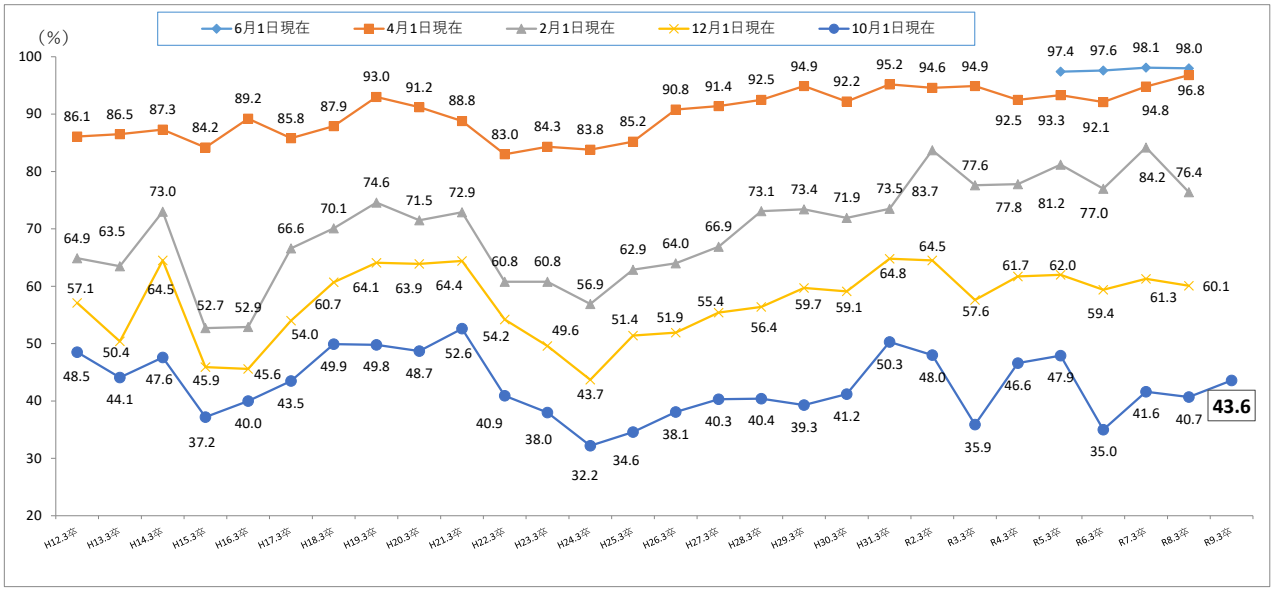
新規大学等卒業予定者の就職内定率の推移



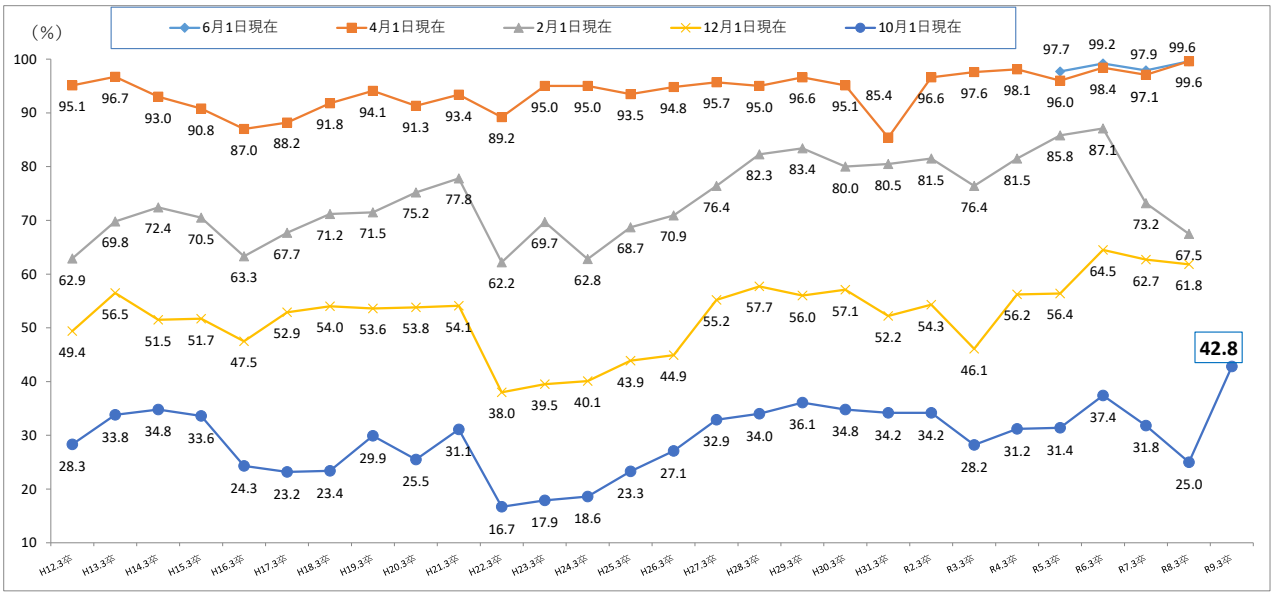
※県内大学・短期大学・専修学校の全就職希望者を対象に、本人が各大学等の就職部（課）に就職内定を申告したものについて状況を把握
※年度により調査実施校数に変動があるため、年度による比較には注意が必要

新規大学等卒業予定者の就職内定率の推移（学歴別）

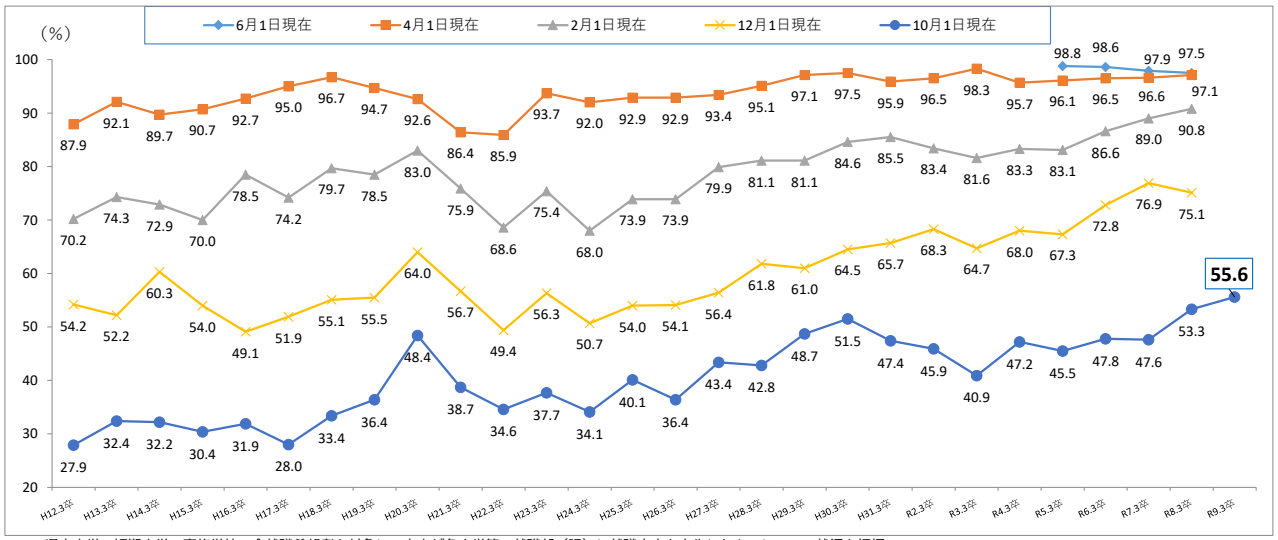
大　学



短期大学



専修学校



※県内大学・短期大学・専修学校の全就職希望者を対象に、本人が各大学等の就職部（課）に就職内定を申告したものについて状況を把握

※年度により調査実施校数に変動があるため、年度による比較には注意が必要

新規大学等卒業予定者の就職内定状況の推移（10月1日現在）　（学歴別その1）

（注１）県内各学校の全就職希望者を対象に、本人が各学校の就職部（課）に就職内定を申告したものについて状況を把握

（注２）年度により調査実施校数に変動があるため、年度による比較には注意が必要

（大学・短大・専修等の合計）

山梨労働局職業安定部

卒業年次	R9.3	R8.3	R7.3	R6.3	R5.3	R4.3	R3.3	R2.3	H31.3	H30.3	H29.3	H28.3	H27.3	H26.3	H25.3	H24.3	H23.3	H22.3	H21.3	H20.3	H19.3	H18.3	H17.3	H16.3	H15.3	H14.3	H13.3	H12.3
①卒業予定者数	**4,417**	4,657	4,811	4,855	5,022	4,993	5,099	5,157	5,056	5,098	5,088	5,051	5,272	5,181	5,304	5,306	5,372	5,380	5,530	5,323	5,409	5,130	5,234	5,030	5,318	5,375	5,354	5,818
②就職希望者数	**3,278**	3,511	3,644	3,980	3,906	3,946	4,098	4,259	4,164	4,128	4,256	4,078	4,297	4,173	4,265	4,131	4,213	4,335	4,286	4,186	4,218	3,910	3,867	3,779	4,275	4,158	4,228	4,561
②－１うち県内就職希望者数	**1,445**	1,462	1,565	1,480	1,682	1,811	1,850	1,472	1,686	1,623	2,024	2,011	2,005	1,968	1,964	2,047	1,916	2,048	1,917	1,795	1,849	1,763	1,711	1,662	1,727	1,760	1,821	1,879
③就職内定者数	**1,519**	1,487	1,545	1,510	1,799	1,791	1,489	1,973	2,012	1,770	1,728	1,638	1,725	1,529	1,475	1,289	1,508	1,611	2,028	1,903	1,864	1,633	1,428	1,333	1,514	1,765	1,696	1,858
③－１うち県内就職内定者数	**761**	713	704	697	793	797	648	648	725	751	777	710	762	680	607	640	616	653	739	634	686	611	552	559	610	669	586	559
④就職内定者数に占める県内就職内定者数の割合	**50.1**	47.9	45.6	46.2	44.1	44.5	43.5	32.8	36.0	42.4	45.0	43.3	44.2	44.5	41.2	49.7	40.8	40.5	36.4	33.3	36.8	37.4	38.7	41.9	40.3	37.9	34.6	30.1
⑤就職内定率（③／②×100）	**46.3**	42.4	42.4	37.9	46.1	45.4	36.3	46.3	48.3	42.9	40.6	40.2	40.1	36.6	34.6	31.2	35.8	37.2	47.3	45.5	44.2	41.8	36.9	35.3	35.4	42.4	40.1	40.7
⑥県内就職内定率（③－1／②－1×100）	**52.7**	48.8	45.0	47.1	47.1	44.0	35.0	44.0	43.0	46.3	38.4	35.3	38.0	34.6	30.9	31.3	32.2	31.9	38.5	35.3	37.1	34.7	32.3	33.6	35.3	38.0	32.2	29.7
⑦有効求職者数（就職未内定者数）	**1,759**	2,024	2,099	2,470	2,107	2,155	2,609	2,286	2,152	2,358	2,528	2,440	2,572	2,644	2,790	2,842	2,705	2,724	2,258	2,283	2,354	2,277	2,439	2,446	2,761	2,393	2,532	2,703
⑦－１うち県内就職未内定者数	**684**	749	861	783	889	1,014	1,202	824	961	872	1,247	1,301	1,243	1,288	1,357	1,407	1,300	1,395	1,178	1,161	1,163	1,152	1,159	1,103	1,117	1,091	1,235	1,320

（大学のみ）

山梨労働局職業安定部

卒業年次	R9.3	R8.3	R7.3	R6.3	R5.3	R4.3	R3.3	R2.3	H31.3	H30.3	H29.3	H28.3	H27.3	H26.3	H25.3	H24.3	H23.3	H22.3	H21.3	H20.3	H19.3	H18.3	H17.3	H16.3	H15.3	H14.3	H13.3	H12.3
①卒業予定者数	**3,308**	3,436	3,560	3,519	3,628	3,536	3,606	3,666	3,592	3,557	3,696	3,619	3,717	3,730	3,841	3,790	3,905	3,840	3,964	3,683	3,679	3,439	3,550	3,259	3,422	3,484	3,481	3,724
②就職希望者数	**2,339**	2,523	2,606	2,849	2,723	2,757	2,853	2,981	2,933	2,801	3,056	2,883	3,013	2,952	3,017	2,830	2,944	2,999	2,919	2,805	2,763	2,467	2,470	2,305	2,735	2,615	2,690	2,826
②－１うち県内就職希望者数	**696**	741	757	573	741	835	896	524	801	696	1,052	1,046	937	944	889	947	851	915	800	693	727	618	601	525	522	543	608	623
③就職内定者数	**1,020**	1,028	1,085	996	1,305	1,284	1,025	1,432	1,475	1,155	1,201	1,164	1,215	1,124	1,045	912	1,120	1,228	1,536	1,365	1,375	1,231	1,074	922	1,017	1,244	1,185	1,370
③－１うち県内就職内定者数	**376**	366	371	336	437	409	312	283	353	331	386	375	394	364	262	326	301	359	377	262	293	307	284	263	238	270	209	228
④就職内定者数に占める県内就職内定者数の割合	**36.9**	35.6	34.2	33.7	33.5	31.9	30.4	19.8	23.9	28.7	32.1	32.2	32.4	32.4	25.1	35.7	26.9	29.2	24.5	19.2	21.3	24.9	26.4	28.5	23.4	21.7	17.6	16.6
⑤就職内定率（③／②×100）	**43.6**	40.7	41.6	35.0	47.9	46.6	35.9	48.0	50.3	41.2	39.3	40.4	40.3	38.1	34.6	32.2	38.0	40.9	52.6	48.7	49.8	49.9	43.5	40.0	37.2	47.6	44.1	48.5
⑥県内就職内定率（③－1／②－1×100）	**54.0**	49.4	49.0	58.6	59.0	49.0	34.8	54.0	44.1	47.6	36.7	35.9	42.0	38.6	29.5	34.4	35.4	39.2	47.1	37.8	40.3	49.7	47.3	50.1	45.6	49.7	34.4	36.6
⑦有効求職者数（就職未内定者数）	**1,319**	1,495	1,521	1,853	1,418	1,473	1,828	1,549	1,458	1,646	1,855	1,719	1,798	1,828	1,972	1,918	1,824	1,771	1,383	1,440	1,388	1,236	1,396	1,383	1,718	1,371	1,505	1,456
⑦－１うち県内就職未内定者数	**320**	375	386	237	304	426	584	241	448	365	666	671	543	580	627	621	550	556	423	431	434	311	317	262	284	273	399	395

新規大学等卒業予定者の就職内定状況の推移（10月１日現在）　（学歴別その２）

（注１）県内各学校の全就職希望者を対象に、本人が各学校の就職部（課）に就職内定を申告したものについて状況を把握

（注２）年度により調査実施校数に変動があるため、年度による比較には注意が必要

（短大のみ）

山梨労働局職業安定部

卒業年次	R9.3	R8.3	R7.3	R6.3	R5.3	R4.3	R3.3	R2.3	H31.3	H30.3	H29.3	H28.3	H27.3	H26.3	H25.3	H24.3	H23.3	H22.3	H21.3	H20.3	H19.3	H18.3	H17.3	H16.3	H15.3	H14.3	H13.3	H12.3
①卒業予定者数	**296**	415	384	408	459	519	513	527	526	551	588	536	595	558	563	556	581	574	606	751	800	998	1,023	1,033	1,228	1,183	1,221	1,401
②就職希望者数	**180**	240	214	257	315	340	354	386	354	411	452	424	453	428	417	431	457	443	489	569	628	803	773	782	915	907	951	1,090
②－１うち県内就職希望者数	**108**	156	155	189	214	240	233	235	218	270	324	307	326	319	317	334	340	337	353	407	445	586	580	579	693	680	705	730
③就職内定者数	**77**	60	68	96	99	106	100	132	121	143	163	144	149	116	97	80	82	74	152	145	188	188	179	190	307	316	321	308
③－１うち県内就職内定者数	**39**	42	31	44	52	42	27	47	62	72	106	83	90	74	68	55	49	46	87	105	127	128	116	128	234	231	218	201
④就職内定者数に占める県内就職内定者数の割合	**50.6**	70.0	45.6	45.8	52.5	39.6	27.0	35.6	51.2	50.3	65.0	57.6	60.4	63.8	70.1	68.8	59.8	62.2	57.2	72.4	67.6	68.1	64.8	67.4	76.2	73.1	67.9	65.3
⑤就職内定率（③／②×100）	**42.8**	25.0	31.8	37.4	31.4	31.2	28.2	34.2	34.2	34.8	36.1	34.0	32.9	27.1	23.3	18.6	17.9	16.7	31.1	25.5	29.9	23.4	23.2	24.3	33.6	34.8	33.8	28.3
⑥県内就職内定率（③－1／②－1×100）	**36.1**	26.9	20.0	23.3	24.3	17.5	11.6	20.0	28.4	26.7	32.7	27.0	27.6	23.2	21.5	16.5	14.4	13.6	24.6	25.8	28.5	21.8	20.0	22.1	33.8	34.0	30.9	27.5
⑦有効求職者数（就職未内定者数）	**103**	180	146	161	216	234	254	254	233	268	289	280	304	312	320	351	375	369	337	424	440	615	594	592	608	591	630	782
⑦－１うち県内就職未内定者数	**69**	114	124	145	162	198	206	188	156	198	218	224	236	245	249	279	291	291	266	302	318	458	464	451	459	449	487	529

（専修等のみ）

山梨労働局職業安定部

卒業年次	R9.3	R8.3	R7.3	R6.3	R5.3	R4.3	R3.3	R2.3	H31.3	H30.3	H29.3	H28.3	H27.3	H26.3	H25.3	H24.3	H23.3	H22.3	H21.3	H20.3	H19.3	H18.3	H17.3	H16.3	H15.3	H14.3	H13.3	H12.3
①卒業予定者数	**813**	806	867	928	935	938	980	964	938	990	804	896	960	893	900	960	886	966	960	889	930	693	661	738	668	708	652	693
②就職希望者数	**759**	748	824	874	868	849	891	892	877	916	748	771	831	793	831	870	812	893	878	812	827	640	624	692	625	636	587	645
②－１うち県内就職希望者数	**641**	565	653	718	727	736	721	713	667	657	648	658	742	705	758	766	725	796	764	695	677	559	530	558	512	537	508	526
③就職内定者数	**422**	399	392	418	395	401	364	409	416	472	364	330	361	289	333	297	306	309	340	393	301	214	175	221	190	205	190	180
③－１うち県内就職内定者数	**346**	305	302	317	304	346	309	318	310	348	285	252	278	242	277	259	266	248	275	267	266	176	152	168	138	168	159	130
④就職内定者数に占める県内就職内定者数の割合	**82.0**	76.4	77.0	75.8	77.0	86.3	84.9	77.8	74.5	73.7	78.3	76.4	77.0	83.7	83.2	87.2	86.9	80.3	80.9	67.9	88.4	82.2	86.9	76.0	72.6	82.0	83.7	72.2
⑤就職内定率（③／②×100）	**55.6**	53.3	47.6	47.8	45.5	47.2	40.9	45.9	47.4	51.5	48.7	42.8	43.4	36.4	40.1	34.1	37.7	34.6	38.7	48.4	36.4	33.4	28.0	31.9	30.4	32.2	32.4	27.9
⑥県内就職内定率（③－1／②－1×100）	**54.0**	54.0	46.2	44.2	41.8	47.0	42.9	44.6	46.5	53.0	44.0	38.3	37.5	34.3	36.5	33.8	36.7	31.2	36.0	38.4	39.3	31.5	28.7	30.1	27.0	31.3	31.3	24.7
⑦有効求職者数（就職未内定者数）	**337**	349	432	456	473	448	527	483	461	444	384	441	470	504	498	573	506	584	538	419	526	426	449	471	435	431	397	465
⑦－１うち県内就職未内定者数	**295**	260	351	401	423	390	412	395	357	309	363	406	464	463	481	507	459	548	489	428	411	383	378	390	374	369	349	396

令和9年3月新規大学等卒業予定者対象　産業別・規模別求人受理状況

（県下公共職業安定所取扱分）

令和8年　9　月末現在　　山梨労働局職業安定部

産業・規模	項目	求人数	前年同期求人数	対前年比 人	対前年比 %
産業別	A・B　農・林・漁業　(01～04)	1	8	▲ 7	▲ 87.5
	C　鉱業、採石業、砂利採取業　(05)	0	0	0	-
	D　建設業　(06～08)	156	165	▲ 9	▲ 5.5
	E　製造業　(09～32)	236	287	▲ 51	▲ 17.8
	09 食料品製造業	15	24	▲ 9	▲ 37.5
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	10	9	1	11.1
	11 繊維工業	0	0	0	-
	12 木材・木製品製造業	1	2	▲ 1	▲ 50.0
	13 家具・装備品製造業	0	2	▲ 2	▲ 100.0
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	3	5	▲ 2	▲ 40.0
	15 印刷・同関連産業	2	3	▲ 1	▲ 33.3
	16 化学工業	3	8	▲ 5	▲ 62.5
	17 石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	-
	18 プラスチック製品製造業	4	0	4	-
	19 ゴム製品製造業	0	0	0	-
	21 窯業・土石製品製造業	3	4	▲ 1	▲ 25.0
	22 鉄鋼業	0	0	0	-
	23 非鉄金属製造業	4	4	0	0.0
	24 金属製品製造業	8	10	▲ 2	▲ 20.0
	25 はん用機械器具製造業	25	28	▲ 3	▲ 10.7
	26 生産用機械器具製造業	30	38	▲ 8	▲ 21.1
	27 業務用機械器具製造業	4	9	▲ 5	▲ 55.6
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	61	36	25	69.4
	29 電気機械器具製造業	24	34	▲ 10	▲ 29.4
	30 情報通信機械器具製造業	14	33	▲ 19	▲ 57.6
	31 輸送用機械器具製造業	8	3	5	166.7
	20,32　その他の製造業	17	35	▲ 18	▲ 51.4
	F　電気・ガス・熱供給・水道業　(33～36)	4	8	▲ 4	▲ 50.0
	G　情報通信業　(37～41)	24	60	▲ 36	▲ 60.0
	H　運輸業，郵便業　(42～49)	9	5	4	80.0
	I　卸売・小売業　(50～61)	257	291	▲ 34	▲ 11.7
	50～55　卸売業	81	107	▲ 26	▲ 24.3
	56～61　小売業	176	184	▲ 8	▲ 4.3
	J　金融・保険業　(62～67)	40	49	▲ 9	▲ 18.4
	K　不動産業，物品賃貸業　(68～70)	4	5	▲ 1	▲ 20.0
	L　学術研究，専門・技術サービス業　(71～74)	26	30	▲ 4	▲ 13.3
	M　宿泊業，飲食サービス業　(75～77)	73	105	▲ 32	▲ 30.5
	(75　宿泊業)	60	97	▲ 37	▲ 38.1
	(76,77　飲食ｻｰﾋﾞｽ業)	13	8	5	62.5
	N　生活関連サービス業，娯楽業　(78～80)	57	88	▲ 31	▲ 35.2
	O　教育，学習支援業　(81，82)	19	23	▲ 4	▲ 17.4
	P　医療，福祉　(83～85)	364	330	34	10.3
	Q　複合サービス事業　(86，87)	20	17	3	17.6
	R　サービス業（他に分類されないもの）　(88～96)	61	42	19	45.2
	S，T　公務，その他　(97～99)	0	0	0	-
合計		1,351	1,513	▲ 162	▲ 10.7
規模別	29　人　以　下	239	288	▲ 49	▲ 17.0
	30　人　～　99　人	532	558	▲ 26	▲ 4.7
	100　人　～　299　人	378	473	▲ 95	▲ 20.1
	300　人　～　499　人	104	127	▲ 23	▲ 18.1
	500　人　～　999　人	65	19	46	242.1
	1,000　人　以　上	33	48	▲ 15	▲ 31.3

※求人数は、県内ハローワークに申込みのあった求人分のみ。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省山梨労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

報道関係者　各位

令和８年 10 月 30 日
【照会先】
山梨労働局　労働基準部　監督課
課　　長　　片山　豪
監察監督官　　中村　修二
（電話）055-225-2853

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します
～過重労働解消に向けた監督指導や無料の電話相談などを実施～

山梨労働局（局長 岩﨑　充）では、本年も 11 月の「過労死等防止啓発月間」において、シンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

同月間中は「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催して過労死等を防止することの重要性について国民の皆様の関心と理解を深めていただくほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働等に重点を置いた監督指導を行います。

また、11 月１日（日）から 11 月７日（土）を「過重労働相談受付集中期間」とし、11 月７日（土）には、長時間労働等に関する相談を労働基準監督官が無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施します。

【主な取組の概要】

１　電話相談の実施

（１）過重労働解消相談ダイヤル（無料）

全国一斉に実施し、労働基準監督官が相談に対応します。

日　時：11月７日（土曜日）9：00～17：00

連絡先：0120（794）713（フリーダイヤル　なくしましょう　長い残業）

※山梨県内からの相談は東京労働局にて集中受付します。

（２）相談ダイヤル以外の窓口

以下の窓口で、相談や情報提供を受け付けています。

ア　山梨労働局及び県内の各労働基準監督署（受付時間　平日8:30～17:15）

甲府労働基準監督署　055-224-5620
都留労働基準監督署　0554-43-2195
鰍沢労働基準監督署　0556-22-3181

イ　労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日の夜間や土日・祝日に、労働条件に関し無料で相談を受け付けています。

開設時間：月～金 17:00～22:00、土日・祝日 9:00～21:00（※12 月 29 日～１月３日を除く。）

連絡先：0120（811）610（フリーダイヤル　はい！　労働）

２　労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換

11月のキャンペーン期間中に、山梨労働局長が管内企業の経営トップ等との意見交換により、長時間労働の削減に向けた積極的な取組事例を紹介します（詳細は別途広報予定）。※　ベストプラクティス企業とは、県内で積極的に長時間労働の削減に向けた取組を実践して

いる企業のことをいいます。

３　重点的な監督指導の実施及び公表

11月のキャンペーン期間中に、長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的監督指導を行います。また令和７年度における長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表します。

４　労使等への主体的取組の要請

キャンペーンの実施に伴い、使用者団体や労働組合等に協力要請を行います。

（使用者団体）山梨県経営者協会、山梨県中小企業団体中央会
山梨県商工会連合会、山梨県商工会議所連合会
山梨県労働基準協会連合会、山梨県建設業協会
山梨県トラック協会、山梨県バス協会、山梨県タクシー協会

（労働組合）　日本労働組合総連合会山梨県連合会

（その他）　山梨県社会保険労務士会

５　「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催

（１）日時

令和８年11月25日（水）13:30～15:30

（２）会場

ベルクラシック甲府３Ｆ　エリザベート（甲府市丸の内１－１-17）

（３）プログラム

ア　基調講演　「過労死を防ぎ、企業も成長する働き方」
山本　勲 氏（慶應義塾大学商学部 教授）

イ　「時間外労働削減等の取組」
株式会社昭栄精機 経営企画部企画課長 佐藤　文香 氏

ウ　「長時間労働と過労～コンビニ店長としての経験から～」
清水　文美 氏（山梨・過労死と労災問題を考える家族の会）

（４）申込方法

Web　https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/
Fax　03-6264-6445　※資料２の裏面【参加申込書】を送付

（５）問合せ先

株式会社プロセスユニーク
TEL 0570-036-022
E-mail　karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

６　その他広報の実施

（１）山梨労働局ホームページに「過重労働解消キャンペーン」の実施事項を掲載します。

（２）パンフレット及びポスターを使用者団体や労働組合等に配布します。

関係資料一覧

資料１　過重労働解消キャンペーンパンフレット
資料２　過労死等防止対策推進シンポジウムリーフレット（山梨会場版）
資料３　過重労働解消のためのセミナーリーフレット

働くすべての人、そのご家族の皆さまへ　過労死等を防止するための対策BOOK



しごとより、いのち。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

STOP! 過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

参加無料

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

過労死等防止対策推進シンポジウム▸0570-036-222　専用ナビダイヤル（月～金 9:00～17:30）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省ホームページ▶ https://www.mhlw.go.jp

詳しい情報や相談窓口はこちら
厚労省　過労死防止　検索

Q1 過労死等とは？

A1

業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

［過労死等の定義］

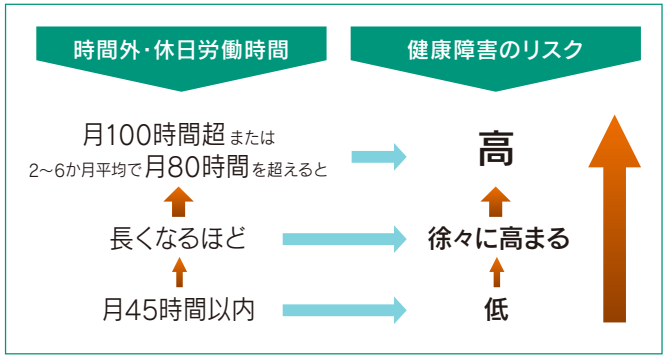
◎業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
◎業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
◎死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

［長時間労働と過労死等］

長期間にわたる特に過重な労働は、著しい疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼすと言われています。脳・心臓疾患に係る労災認定基準においては、週40時間を超える時間外・休日労働がおおむね月45時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされています。

また、業務における強い心理的負荷による精神障害で、正常な認識、行為選択能力や自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害され、自殺に至る場合があるとされています。

■ 時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係



《 注意 》
①上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。
②業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。
③「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。
④2～6か月平均でおおむね月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が、おおむね80時間を超えるという意味です。

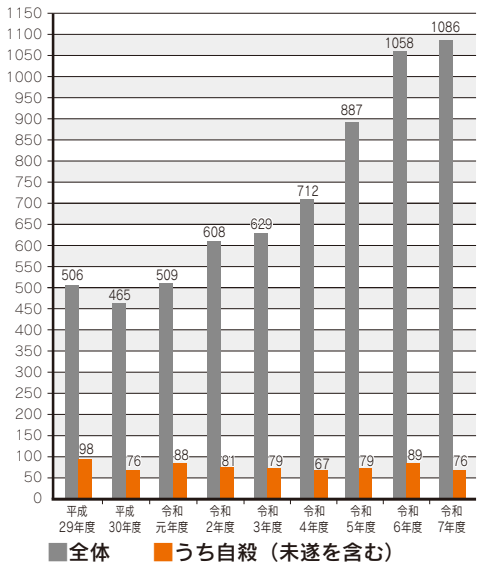




［過労死等防止は喫緊の課題］

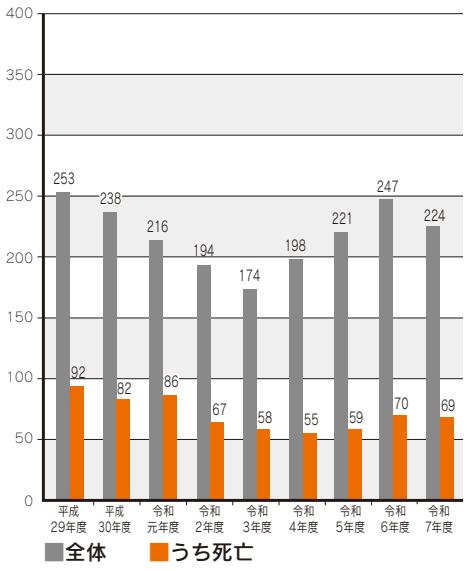
過労死等の原因の一つである長時間労働を削減し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るとともに、労働者の健康管理に係る措置を徹底し、良好な職場環境（職場風土を含む）を形成の上、労働者の心理的負荷を軽減していくことは急務となっています。

■精神障害に係る労災支給決定件数の推移



注）労災支給決定件数は、当該年度内に「業務災害」または「複数業務要因災害」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

■脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数の推移



注）労災支給決定件数は、当該年度内に「業務災害」または「複数業務要因災害」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

［過労死等防止に関連する国の目標］

過労死等防止のための対策に関する大綱の数値目標（R6.8月変更）

過労死をゼロとすることを目指し、以下の目標を設定しています。

◎週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下（2028年まで）
　特に、重点業種等のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合が高いものについて重点的に取組を推進する。

◎勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、
　（1）制度を知らなかった企業割合を5%未満（2028年まで）
　（2）制度を導入している企業割合を15%以上（2028年まで）
　特に、勤務間インターバル制度の導入率が低い中小企業への導入に向けた取組を推進する。

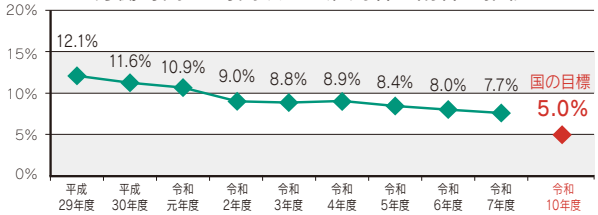
◎年次有給休暇の取得率を70%以上（2028年まで）

◎メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上（2027年まで）

◎使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上（2027年まで）

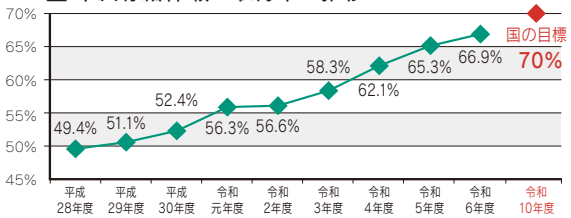
◎自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満（2027年まで）

■週労働時間40時間以上の雇用者のうち、
　週労働時間60時間以上の雇用者の割合の推移



※資料出所：総務省「労働力調査」　※資料は非農林業雇用者数により作成。

■ 年次有給休暇の取得率の推移



※資料出所：厚生労働省「就労条件総合調査」

事業主の取組

Q2 長時間労働の削減に向けて、事業主が取り組むべきことは？

A2

労働者の労働時間を正確に把握しましょう。
時間外・休日労働協定（36協定）の内容を労働者に周知し、
週労働時間が60時間以上の労働者をなくすように努めましょう。



［適正な労働時間の把握］

使用者は労働基準法及び労働安全衛生法により、労働者の労働時間を適切に管理し、労働時間の状況を適正に把握する責務があります。現状では割増賃金の未払いや過重な長時間労働といった問題などの背景に、使用者が労働時間を適切に管理できていないケースも見られます。

「労働時間適正把握ガイドライン」で詳しく解説しています。

［「時間外・休日労働協定（36協定）」の周知を］

使用者が法定労働時間（原則、1日8時間、週40時間）を超えて時間外労働をさせる場合、または休日労働をさせる場合には、労働基準法第36条に基づき、36協定を過半数労働組合（ない場合には過半数代表者）と締結し、労働基準監督署に届け出ることが義務づけられています。過半数代表者は、36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手などにより選出する必要があります。36協定が適切に結ばれるように、過半数代表者の要件を周知してください。また、届け出られた36協定は見やすい場所へ掲示するなどして周知してください。

ⓘ 関連する国の目標

週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5％以下とする（2028年まで）

働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制が、大企業には2019年4月から、中小企業には2020年4月から適用されました。

時間外労働の上限は、原則として、月45時間、年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

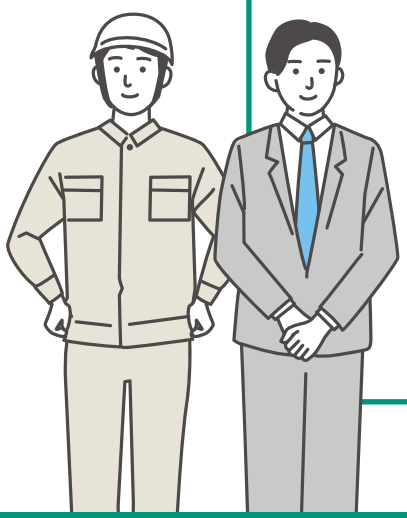
また、長時間労働を削減するためには、労働時間等設定改善法に規定された勤務間インターバル制度の導入等、各取組を行うことが効果的です。

労働者の取組 ＋ 事業主の取組

Q3 働きすぎによる健康障害を防止するために必要なことは？

A3

事業主は労働者の健康づくりに向け積極的に支援すること、労働者は自らの健康管理に努めることが必要です。



［睡眠時間の確保および健康づくりを］

過重労働による健康障害の防止のために、時間外・休日労働時間の削減、労働者の健康管理に係る措置の徹底を図りましょう。労働者の必要な睡眠時間を確保し、生活習慣病の予防などの健康づくりに取り組むことも重要です。また、裁量労働制対象労働者、高度プロフェッショナル制度対象労働者や管理監督者についても、事業主に健康確保の責務があることから、労働安全衛生法に基づき、医師による面接指導等の必要な措置を講じなければなりません。

労働者も睡眠時間の確保や健康管理などを意識しましょう。

［若年労働者などにも配慮した対策を］

若年労働者、高年齢労働者、障害者である労働者などについては、心身ともに充実した状態で意欲と能力が発揮できるように、事業主は、各々の特性に応じた過重労働防止のための配慮を行う必要があります。

例えば、入社間もない若年労働者が長時間に及ぶ時間外労働を強いられることがないように、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の促進や、メンタルヘルス不調の発生防止のための対策などを講じましょう。

高年齢労働者への取り組みは「高年齢労働者の安全衛生対策について」で詳しく解説しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

Q4 働き方はどのように見直せばよいですか？

労働者の取組 ＋ 事業主の取組

A4

事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。
使用者と労働者で話し合って計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。



「ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境を」

過労死等の防止のためには、単に法令を遵守するだけではなく、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進めることが必要です。長時間労働や休日出勤、休暇が取得できない状態が続くと、労働者の仕事への意欲や効率の低下だけでなく、健康状態や精神状態の悪化にもつながります。仕事にやりがい・充実感を得ながら責任を果たすためには、適切な労働時間で効率的に働き、しっかり休暇を取得できる職場環境・業務体制の構築が不可欠です。

! 関連する国の目標

年次有給休暇の取得率を70％以上とする（2028年まで）

年次有給休暇（年休）は、法律で定められた、労働者に与えられた権利です。労働基準法において①6か月間の継続勤務②全労働日の8割以上の出勤の条件を満たした労働者（パート・アルバイトも同様）は、取得することができます。労使で話し合って、年休の計画的な取得を推進しましょう。

2019年4月から、全ての企業において、法定の年休付与日数が年10日以上の全ての労働者に対して、年休の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられました。

Q5 勤務間インターバル制度とは？

労働者の取組 ＋ 事業主の取組



A5

勤務間インターバル制度は、終業時刻から翌日の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を設ける制度で、働く人の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために有効なものです。労使で話し合い、制度の導入に努めましょう。

2019年4月から、勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務になりました。

➡勤務間インターバル制度の導入・運用する際のポイント等をとりまとめたマニュアル、導入事例があります。

➡制度を導入する中小企業への助成金があります。

ⓘ関連する国の目標

勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、
(1)制度を知らなかった企業割合を5％未満に、
(2)制度を導入している企業割合を15％以上とする（2028年まで）

勤務間インターバル制度導入がもたらすメリット

勤務間インターバル制度を導入することによって、事業主、従業員双方に以下のようなメリットが期待されます。

メリット1 従業員の健康の維持・向上につながります。

インターバル時間が短くなるにつれてストレス反応が高くなるほか、起床時疲労感が残ることが研究結果から明らかになっています。十分なインターバル時間の確保が、従業員の健康の維持・向上につながります。

メリット2 従業員の定着や確保が期待できます。

労働力人口が減少するなか、人材の確保・定着は、重要な経営課題になっています。十分なインターバル時間の確保により、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることは、職場環境の改善等の魅力ある職場づくりの実現につながり、人材の確保・定着、さらには、離職者の減少も期待されます。

メリット3 生産性の向上につながります。

十分なインターバル時間の確保は、仕事に集中する時間とプライベートに集中する時間のメリハリをつけることができるようになります。このため、仕事への集中度が高まり、製品・サービスの品質水準が向上するのみならず、生産性の向上にも期待できます。

導入・運用マニュアル、導入事例を紹介しています。
https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/download.html

働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html

労働者の取組 ＋ 事業主の取組

Q6 心の健康を保つために取り組むべきことは？

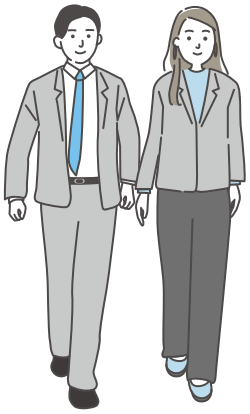
A6 事業主はメンタルヘルス対策を積極的に推進し、労働者はストレスチェックにより、自身のストレスの状況に気づき、セルフケアに努めましょう。

［メンタルヘルスケアが重要］

働く方の7割近くが、仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスを感じています。心の健康を保つためには労働者自身がストレスに気づき、これに対処することが必要です。

また、メンタルヘルス不調等の場合、職場の上司・同僚が不調のサインに気づき、必要に応じて専門家等につなげることが重要です。

そのためには、事業主がメンタルヘルスケアのための体制づくりや労働者等への教育・情報提供・相談窓口の設置を計画的に実施することが重要です。



［ストレスチェックの実施を］

毎年1回労働者を対象にストレスの程度について検査（ストレスチェック）を実施し、高ストレス者で必要な者に対して医師による面接指導を行うことが必要です（労働者数50人未満の事業場についても、令和7年の労働安全衛生法の改正により、ストレスチェックの実施が義務化されます（施行は令和10年4月1日））。

労働者はストレスチェック結果により、自身のストレス状況に気づき、セルフケアに努めましょう。また、事業主は集団分析をもとに職場改善に取り組みましょう。

ⓘ 関連する国の目標

- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする（2027年まで）
- 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする（2027年まで）

「厚生労働省HP」
小規模事業場向けのマニュアル等、ストレスチェックの実施に役立つ情報を掲載しています。

ストレスチェックの企業向けの相談窓口
「ストレスチェック制度サポートダイヤル」
0570-031050（平日10時～17時 土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）

労働者の取組 ＋ 事業主の取組

Q7 職場のハラスメントの防止に向けて取り組むべきことは？

A7

事業主は、予防から再発防止に至るまでの一連の防止対策に取り組み、職場のハラスメントを防止する必要があります。ハラスメントの被害を受けた労働者の方やハラスメントの被害に気づいた周囲の労働者の方は、相談窓口へ連絡しましょう。

職場におけるハラスメントを防止するために講ずべき措置

※事業主は、これらの措置を必ず講じる必要があります。

● 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

① ハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
② ハラスメントの行為者を厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

● 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
④ 相談窓口対応者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること

● 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
⑥ 事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
⑦ 事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと
⑧ 再発防止に向けた取組を講ずること

● 併せて講ずべき措置

⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること
⑩ 事業主に相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

● 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置

⑪ 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他の労働者の実情に応じた必要な措置の実施

※令和8年10月1日より、カスタマーハラスメント対策が中小企業を含む全ての企業の義務となります。事業主が講ずべき具体的な内容は、指針においてお示ししておりますのでご参照ください。

ハラスメント対策について厚生労働省HPで詳しく解説しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」もご活用ください。
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

労働者の取組 ＋ 事業主の取組

Q8 新しい働き方を導入する場合はどのように対応すべき？

A8

テレワークなどの働き方の導入にあたっては、企業も労働者も安心して取り組むことができる環境を整備することが重要です。



［テレワーク］

テレワークは、業務効率化による時間外労働の削減や生産性の向上に資する等、労使ともにメリットがある働き方です。

一方で、「仕事と生活の時間の区別が曖昧となり、労働者の生活時間帯の確保に支障が生じる」「顔を合わせる機会が減り、心身の不調に気づきにくい」等の理由による健康障害のおそれや、テレワーク時のハラスメントの発生について留意する必要があります。

労使双方で十分に話し合い、適切なテレワーク環境の整備に努めましょう。

［副業・兼業］

労働者が自身のスキルアップや収入面の安定の手段として副業・兼業を行うことは、企業にとっても優秀な人材の獲得・流出防止等のメリットがあります。

副業・兼業を進める上では、長時間労働によって労働者の健康が阻害されないように、長時間労働を防止することや健康確保を図ることが重要です。労使コミュニケーションをとり、必要な措置を講じるようにしましょう。

［フリーランス］

フリーランスが安心して働くことのできる環境を整備するため、フリーランスとの取引の適正化とフリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とする「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が令和６年11月に施行されました。

この法律では、取引条件の明示やハラスメント防止のための措置を講じること等をフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し義務付けています。詳しい情報は、厚生労働省ＨＰをご確認ください。

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

副業・兼業については厚生労働省ＨＰへ

フリーランス・事業者間取引適正化等法については厚生労働省HPへ

【労働者用】自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト

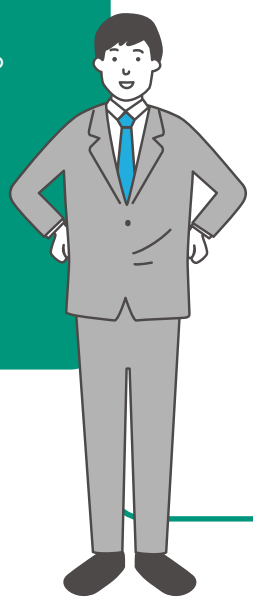
【事業者用】テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト

労働者の取組 ＋ 事業主の取組

Q9 労働者が過労死等の危険を感じた場合に備えて取り組むべき対策は？

A9

労働者は自身の不調に気がついたら、早めに周囲の人や、医師などの専門家に相談しましょう。事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。



さらに、職場以外においては、家族・友人等も過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、過重労働による労働者の不調に気づき、相談に行くことを勧めるなど適切に対処できるようにすることが必要です。労働者も自身の不調に気がついたら、ためらわずに周囲の人や専門家に相談することを心がけましょう。

▼相談窓口は、P13・P14へ

［相談しやすい環境の整備を］

現在、国や民間団体により相談窓口が多く設置されています。事業主は、事業場において相談体制を整備するほか、こうした窓口の周知を行いましょう。また、職場において労使双方が過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、労働者が過重労働や心理的負荷による自らの身体面、精神面の不調に気づくことができるようにしていくとともに、上司、同僚も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。

! 関連する国の目標

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50％未満とする（2027年まで）

● 本チェックリストでは、健康障害防止の視点から、これまでの医学研究の結果などに基づいて、疲労蓄積度が判定できます。
● このチェックリストは、労働者の疲労蓄積を、自覚症状と勤務の状況から判定するものです。
● あなたの仕事による疲労蓄積度を把握し、対策に役立ててください。

記入年月日　　年　　月　　日

2.最近1か月間の勤務の状況　各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. 1か月の労働時間（時間外・休日労働時間を含む）	□ ない又は適当（0）	□ 多い（1）	□ 非常に多い（3）
2. 不規則な勤務（予定の変更、突然の仕事）	□ 少ない（0）	□ 多い（1）	——
3. 出張に伴う負担（頻度・拘束時間・時差など）	□ ない又は小さい（0）	□ 大きい（1）	——
4. 深夜勤務に伴う負担※2	□ ない又は小さい（0）	□ 大きい（1）	□ 非常に大きい（3）
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	□ 適切である（0）	□ 不適切である（1）	——
6. 仕事についての身体的負担※3	□ 小さい（0）	□ 大きい（1）	□ 非常に大きい（3）
7. 仕事についての精神的負担	□ 小さい（0）	□ 大きい（1）	□ 非常に大きい（3）
8. 職場・顧客等の人間関係による負担	□ 小さい（0）	□ 大きい（1）	□ 非常に大きい（3）
9. 時間内に処理しきれない仕事	□ 少ない（0）	□ 多い（1）	□ 非常に多い（3）
10. 自分のペースでできない仕事	□ 少ない（0）	□ 多い（1）	□ 非常に多い（3）
11. 勤務時間外でも仕事のことが気にかかって仕方ない	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
12. 勤務日の睡眠時間	□ 十分（0）	□ やや足りない（1）	□ 足りない（3）
13. 終業時刻から次の始業時刻の間にある休息時間※4	□ 十分（0）	□ やや足りない（1）	□ 足りない（3）

※2：深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断して下さい。深夜勤務は、深夜時間帯（午後10時－午前5時）の一部または全部を含む勤務を言います。
※3：肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担　※4：これを勤務間インターバルといいます。

【勤務の状況の評価】各々の答えの（　）内の数字を全て加算してください。　合計　　点

A	0点	B	1～5点	C	6～11点	D	12点以上

疲労蓄積予防のための対策

疲労蓄積度の**点数が2～7の人**は、**疲労が蓄積されている可能性**があり、
チェックリストの2に掲載されている“勤務の状況”の項目の改善が必要です。

・個人の裁量で改善可能な項目については、それらの項目の改善を行ってください。
・個人の裁量で改善不可能な項目については、勤務の状況を改善するよう上司や産業医等に相談してください。

○ 仕事以外のライフスタイルに原因があって自覚症状が多い場合も見受けられます。
睡眠や休養などを見直すことも大切です。
○ 時間外・休日労働時間が月45 時間を超えていれば、労働時間の短縮を検討してください。

労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト

1.最近1か月間の自覚症状　各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. イライラする	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
2. 不安だ	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
3. 落ち着かない	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
4. ゆううつだ	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
5. よく眠れない	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
6. 体の調子が悪い	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
7. 物事に集中できない	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
8. することに間違いが多い	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
9. 仕事中、強い眠気に襲われる	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
10. やる気が出ない	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
11. へとへとだ（運動後を除く）※1	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
13. 以前とくらべて、疲れやすい	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
14. 食欲がないと感じる	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）

※1：へとへと：非常に疲れて体に力がなくなったさま

【自覚症状の評価】各々の答えの（　）内の数字を全て加算してください。　合計　　点

Ⅰ	0～2点	Ⅱ	3～7点	Ⅲ	8～14点	Ⅳ	15点以上

総合判定

1.2の結果を次の表を用い、自覚症状、勤務の状況の評価から、
あなたの疲労蓄積度の点数（0～7）を求めてください。

【仕事による負担度点数表】

		勤務の状況			
		A	B	C	D
自覚症状	Ⅰ	0	0	2	4
	Ⅱ	0	1	3	5
	Ⅲ	0	2	4	6
	Ⅳ	1	3	5	7

判定	点　数	疲労蓄積度
	0～1	低いと考えられる
	2～3	やや高いと考えられる
	4～5	高いと考えられる
	6～7	非常に高いと考えられる

※ 糖尿病、高血圧症等の疾患がある方の場合は判定が正しく行われない可能性があります。

あなたの疲労蓄積度の点数は　　点（0～7）

職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は･･･

●産業保健総合支援センター

全国で、事業者、産業保健スタッフ（産業医、衛生管理者など）に向けた、健康管理やメンタルヘルス対策のための個別訪問支援や専門的な相談などの対応を無料で行っています。
また、産業保健スタッフへの研修や、事業者･労働者向けの啓発セミナーを開催しています。
https://www.johas.go.jp/facilities/sanpo-center/

●こころの耳（ポータルサイト）

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つツール等、様々なコンテンツを提供しています。
https://kokoro.mhlw.go.jp/

●こころの耳電話相談、メール相談、SNS相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

電話相談 **0120-565-455** 月～金 17:00～22:00／土･日 10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）
メール相談 24時間受付
SNS相談 月～金 17:00～22:00／土･日 10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）

●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を抱えていたら、相談してください。
電話やSNSの相談窓口を紹介しています。
https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

◎過労死等防止のための取組

●厚生労働省 過労死等防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html

●過労死等防止調査研究センター（RECORDs）

過労による労働災害の解明と防止を目標に研究成果を公開しています。
https://records.johas.go.jp/



◎過労死等防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

●過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/

●全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/

●過労死弁護団全国連絡会議（過労死110番全国ネットワーク）

https://karoshi.jp/

◎労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は･･･

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間　平日8:30～17:15)

●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。日本語の他、13言語に対応しています。
“Labour Standards Advice Hotline” Foreign language support is also available.
0120-811-610　平日 17:00～22:00／土･日･祝日 9:00～21:00(12/29～1/3を除く)

●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、
事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。
https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

ハラスメントに関するご相談は･･･

●都道府県労働局雇用環境･均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの相談はこちら。
https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関するあらゆる分野について相談を受け付けています。
http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html

●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の提供を行っています。
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

働き方･休み方の見直しに関する取組支援を希望する場合は･･･

●働き方･休み方改善コンサルタント

労働時間、休暇･休日などに関するご相談に対し、電話のほか、個別訪問により、改善に向けた
アドバイスを無料で行っています。
お近くの都道府県労働局雇用環境･均等部(室)にお問い合わせください。
https://www.mhlw.go.jp/content/001674098.pdf

●働き方･休み方改善ポータルサイト

企業や社員が「働き方」や「休み方」を自己診断することで、
自らの「働き方」や「休み方」を「見える化」し、改善のヒントを見つけられるサイトです。
https://work-holiday.mhlw.go.jp/

11月は過労死等防止啓発月間です。
過労死等防止啓発月間には、過重労働解消キャンペーンを実施しています

1 労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集し、広く紹介します。

3 長時間労働が疑われる事業場等への重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

4 労働相談を実施します

11月7日（土）を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和8年11月7日（土）
9:00～17:00

なくしましょう　長い残業
0120-794-713

11月1日～7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

参加費無料

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します（無料でどなたでも参加できます）。
＊詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou

11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

参加費無料

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。
＊全国47都道府県で全48回開催（無料でどなたでも参加できます）。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

山梨
会場

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare







毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム





過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。



日　時　2026. 11.25 水　13:30～15:30（受付13:00～）

会　場　ベルクラシック甲府　3F　エリザベート
（甲府市丸の内1-1-17）

●お申込み・特設ホームページはこちら　過労死等防止対策推進シンポジウム

二次元バーコードを読み込んで下さい。

主催：厚生労働省　　後援：山梨県
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
働くもののいのちと健康を守る山梨県センター、山梨・過労死と労災問題を考える家族の会

山梨会場

プログラム

［主催者挨拶］ 山梨労働局労働基準部監督課

［基調講演］

「過労死を防ぎ、企業も成長する働き方」

山本 勲 氏（慶應義塾大学商学部 教授）

［企業からの事例紹介］

「時間外労働削減等の取組」

株式会社昭栄精機 経営企画部企画課長 **佐藤 文香** 氏

［過労死と労災問題を考える体験発表］

「長時間労働と過労 ～コンビニ店長としての経験から～」

清水 文美 氏 （山梨・過労死と労災問題を考える家族の会）

山本 勲 氏

慶應義塾大学商学部 教授



ブラウン大学経済学部大学院博士課程修了（経済学博士）
1995～2007年 日本銀行
2007年 慶應義塾大学商学部准教授を経て現職
専門は労働経済学

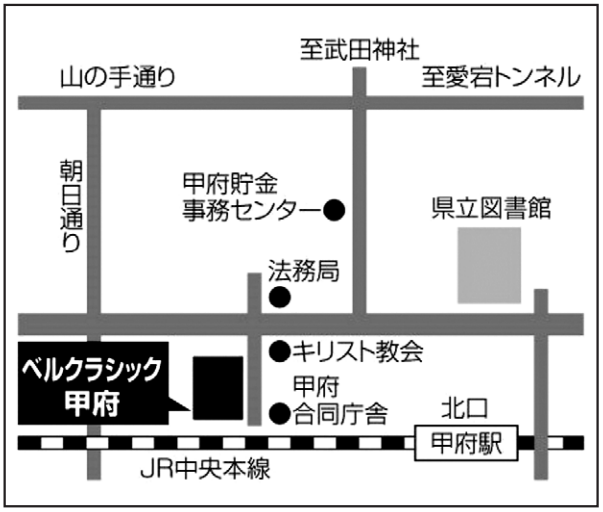
［主な著作］
『労働時間の経済分析：超高齢社会の働き方を展望する』
（共著 日本経済新聞出版社
2014年 第57回日経・経済図書文化賞受賞）

会場のご案内

ベルクラシック甲府 3F エリザベート

（甲府市丸の内1-1-17）

・JR「甲府駅」北口から徒歩3分



参加申込みについて

○会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
○申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
○受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
○定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
○定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
○連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
○参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからのお申し込みはこちら 過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。**FAX番号 03-6264-6445**

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →□同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム［参加申込書］

●次の該当する□に✔をお願いいたします。

□ 経営者 □ 会社員 □ 公務員 □ 団体職員 □ 教職員 □ 医療関係者 □ 弁護士
□ 社会保険労務士 □ パート・アルバイト □ 学生 □ 過労死等の当事者・家族
□ その他 ［ ］

お名前 5名以上のお申込みは、別紙（様式自由）にてFAXしてください。	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL：	●FAX：
	●E-mail：	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先）厚生労働省本シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク 電 話：0570-036-222（ナビダイヤル）
E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

もう、知らなかったじゃ済まされない

全52回
参加費無料

過重労働解消のための セミナー

こんな方におすすめです
☑事業主の方 ☑管理職の方 ☑企業の人事・労務担当者の方



過重労働防止に関する**基本ルール**や**裁判例**、**企業の取り組み事例**など、
明日から使える実務知識を**わかりやすく解説**します。

開催日程
2026年10月~2026年12月
詳しくは、下記専用Webサイトをご覧ください。

開催方法
会場開催:47都道府県で各1回開催
1回120分~150分(休憩10分)
※オンライン併用の「ハイブリッド開催」となります。
オンライン開催:3回 (Zoom ウェビナー使用)

特別企画
業務効率化セミナー
オンライン開催:2回
企業・団体単位での個別開催を
ご希望の場合は、
下記までお問い合わせください。

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

企業と働く人、
どちらも守るために。

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト
https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou
過重労働解消セミナー 検索

厚生労働省
令和8年度 厚生労働省委託事業
就業環境整備・改善支援事業

<業務受託> 佐川印刷株式会社
〒604-8804 京都市中京区壬生坊城町24-1 古川勘ビル1階
TEL:050-5574-5071 (平日9~12時、13~17時受付)
MAIL:shuugyou@spcom.co.jp

過重労働解消のためのセミナーとは･･･

過重労働は、従業員の健康を損なうだけでなく、企業にとっても大きなリスクとなります。

本セミナーでは、過重労働防止に関する法令・ガイドラインのポイントをはじめ、裁判例や企業の具体的な取り組み事例を通じて、実務にすぐ役立つ知識と対応の考え方を解説します。

\わかりやすく/

マンガで判例を紹介!!



セミナーについて

過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、**「実践的に使える知識」**を提供します。

- 法令、ガイドライン等のポイント解説
- 過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患にかかる裁判例
- 過重労働解消に関する企業の取り組み事例 など

セミナー終了後に、講師が質問に応じます！

現地会場開催（47都道府県）＋ハイブリッド配信にて開催

※現地に参加できない方もオンラインにて参加いただけます。オンライン参加の場合はZoom URLをメールにて送信いたします。

オンラインはZoomで開催予定です。

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

報道関係者　各位

令和８年10月30日
【照会先】
山梨労働局労働基準部監督課
監督課長　片　山　　豪
監察監督官　中　村　　修　二

電話（直通）　055-225-2853

長時間労働が疑われる事業場に対する令和７年度の監督指導結果を公表します

山梨労働局では、このたび、令和７年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例等と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が１か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、長時間労働が疑われる事業場を対象としています。
対象となった274事業場のうち、108事業場（39.4%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に１か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、50事業場（違法な時間外労働があったもののうち46.3%）でした。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【監督指導結果のポイント】（令和7年4月～令和8年3月）

(1) 監督指導の実施事業場：　274 事業場

(2) 主な違反内容［(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場］
① 違法な時間外労働があったもの：　108 事業場（39.4%）
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月80時間を超えるもの：　50 事業場（46.3%）
うち、月100時間を超えるもの：　30 事業場（27.8%）
うち、月150時間を超えるもの：　1 事業場（0.9%）
うち、月200時間を超えるもの：　0 事業場（0%）
② 賃金不払残業があったもの：　22 事業場（8%）
③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：　65 事業場（23.7%）

(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況［(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場］
① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：　129 事業場（47.1%）
② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：　50 事業場（18.2%）

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果
（令和7年4月から令和8年3月までに実施）

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

監督指導実施状況

令和7年4月から令和8年3月までに、274事業場に対し監督指導を実施し、226事業場（82.5%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが108事業場、賃金不払残業があったものが22事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが65事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

		監督指導実施事業場数	労働基準関係法令違反があった事業場数	主な違反事項別事業場数		
				労働時間（注3）	賃金不払残業（注4）	健康障害防止措置（注5）
合計（注1，2）		274（100%）	226（82.5%）	108（39.4%）	22（8%）	65（23.7%）
主な業種	商業	55（20.1%）	48	19	11	17
	製造業	36（13.1%）	31	19	3	8
	保健衛生業	31（11.3%）	26	9	2	7
	接客娯楽業	54（19.7%）	46	21	2	12
	建設業	27（9.9%）	22	12	1	3
	運輸交通業	33（12.0%）	25	18	1	10
	その他の事業（注6）	14（5.1%）	11	3	1	4

（注１） 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

（注２） かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

（注３） 労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第６項違反〔時間外労働の上限規制を超える時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

（注４） 労働基準法第37条違反〔法定の割増賃金を支払っていないもの。〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

（注５） 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の８違反〔１月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の８の３違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

（注６） 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
274	78（28.5%）	129（47.1%）	31（11.3%）	16（5.8%）	18（6.6%）	2（0.7%）

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
274	36（13.1%）	74（27%）	37（13.5%）	50（18.2%）	36（13.1%）	41（15%）

２ 主な健康障害防止に関する指導状況（指導票を交付したもの）

(1)　過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、129事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表４　過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	面接指導等の実施（注2）	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等（注5）	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
129	27	8	63	63	1	0

（注１）　指導事項は、一の事業場に複数の事項を指導している場合には、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

（注２）　１か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注３）　「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の２に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注４）　時間外・休日労働時間を１か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

（注５）　医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2)　労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、50事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表５ 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4(1)）	自己申告制による場合			管理者の責務（ガイドライン4(6)）	労使協議組織の活用（ガイドライン4(7)）
		自己申告制の説明（ガイドライン4(3)ア・イ）	実態調査の実施（ガイドライン4(3)ウ・エ）	適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4(3)オ）		
50	28	0	20	4	0	0

（注１）　指導事項は、一の事業場に複数の事項を指導している場合には、それぞれに計上している。

（注２）　各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった108事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、50事業場で1か月80時間を、うち30事業場で1か月100時間を、うち1事業場で1か月150時間を、うち0事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
274	108	58	50	30	1	0

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、19事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、99事業場でタイムカードを基礎に確認し、68事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、7事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、72事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1、2)				自己申告制（注2,3）
使用者が自ら現認	タイムカードを基礎	ICカード、IDカードを基礎	PCの使用時間の記録を基礎	
19	99	68	7	72

（注１） 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注２） 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

（注３） 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

【参考】前年度の監督指導結果との比較

前年度の監督指導結果との比較は以下のとおり。

		令和6年度	令和7年度
監督指導実施事業場	監督実施事業場	312	274
	うち、労働基準法などの法令違反あり	262 （84.0%）	226 （82.5%）
主な違反内容	1 違法な時間外労働があったもの	126 （40.4%）	108 （39.4%）
	うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が1か月当たり80 時間を超えるもの	58 <46.0%>	50 <46.3%>
	1か月当たり100 時間を超えるもの	34 <27.0%>	30 <27.8%>
	1か月当たり150 時間を超えるもの	5 <4.0%>	1 <0.9%>
	1か月当たり200 時間を超えるもの	0	0
	2 賃金不払残業があったもの	23 （7.4%）	22 （8.0%）
	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	70 （22.4%）	65 （23.7%）
主な健康障害防止に関する指導の状況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	167 （53.5%）	129 （47.1%）
	うち、時間外・休日労働を月80 時間以内に削減するよう指導したもの	78 <46.7%>	63 <48.8%>
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	46 （14.7%）	50 （18.2%）

監督指導において
違法な長時間労働を認めた事例

厚生労働省では、長時間労働が疑われる事業場に対して重点的な監督指導を実施しています。監督指導において違法な長時間労働等が行われていたとして、労働基準監督署が指導を行った事例を紹介します。

事例１（建設業）

立入調査で把握した事実

① 電気設備工事業を営む事業場（労働者数約20名）に立入調査を実施した。

② 現場労働者７人について、 36協定で定めた上限時間（特別条項：月99時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える違法な時間外・休日労働**（最長で1か月当たり237時間）**が認められた。

③ 休憩時間中に働いた労働時間の一部が適正に把握されていない状況も認められた。

労働基準監督署の指導

◆ **長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと**

- 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）
- 時間外・休日労働時間を１か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討するとともに、労働時間を適正に把握するよう指導

長時間労働是正の取組

◆ **現場労働者の人員拡充と労働時間管理方法の見直しを実施**

- 現場労働者の人員確保のため、計14人を増員。
- 各労働者が始業・終業時刻をスマートフォンなどの電子機器から入力できるシステムを導入するとともに、労務管理責任者を現場に常駐させて、出退勤時間をリアルタイムに把握できるようにし、各労働者があとどれだけ時間外・休日労働を行うと36協定で定める上限時間に達するかの状況を確実に点検。
- 現場代理人が、時間外労働の必要性・妥当性（予定時間・業務内容）を当該状況を元に判断できるようになった。

→ **取組の結果、監督指導実施から３か月後には、労働時間の適正な把握が可能となったほか、時間外・休日労働時間数が大幅に削減し、法律違反が解消。**

事例２（ソフトウェア業）

立入調査で把握した事実

① ソフトウェア業を営む事業場（労働者数約400名）において、プロジェクトリーダーとしてシステム開発や改修業務を行っていた労働者が、長時間労働を原因とする脳出血で死亡したとして労災請求がなされたため、立入調査を実施した。

② 当該労働者は、システムトラブルへの対応や、部下の指導などの業務が集中していたことで労働時間数が多かったことに加え、休日出勤などの記録に過小申告がみられるなど、実際の労働時間が適正に把握されていない状況も認められた。
調査の結果、36協定で定めた上限時間（月80時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える時間外・休日労働**（最長で１か月当たり125時間）**が認められた。

労働基準監督署の指導

◆ 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）
- 時間外・休日労働時間を１か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討するとともに、労働時間を適正に把握するよう指導

長時間労働是正の取組

◆ 長時間となった原因の分析と長期的な再発防止のための取組を実施

- 従来の勤怠システムでは、自動反映された各労働者の入退室時間が後から修正できる仕様になっていたため、システムを改修。新たに導入したシステムについて、経営者を含む社内研修で周知した。
- 非効率業務の洗い出しを行い、手作業によるデータ入力や複数の承認フローの簡素化などの見直しを進めたほか、ITツールやコミュニケーションツールを活用し、業務の配分を管理する管理者が、業務量や時間外労働時間数を把握することができるよう体制の見直しを行った。

→ **取組の結果、監督指導実施後から、事業場内の最長であった者も含め時間外・休日労働時間数が大幅に削減され、法律違反が解消。**

事例３（その他の事業）

立入調査で把握した事実

① 河川の管理業務を行う事業場（労働者数約130人）に立入調査を実施した。

② 各労働者が記録していた始業・終業時刻の記録と、パソコンの使用時間記録との間に1時間以上の乖離がある日が複数認められた。

③ 始業・終業時刻の記録上は休日や年次有給休暇として処理されている日についても、パソコンの使用記録が認められたが、事業場では当該乖離の理由について把握していない状況が認められた。

労働基準監督署の指導

◆ 労働時間を適正に把握していないこと

・ 労働時間を適正に把握するための具体的方策を検討・実施するよう指導
・ 過去に遡って労働者に事実関係の聞き取りなど時間外・休日労働の実態調査を行い、その結果を労働基準監督署に報告するよう指導

◆ 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

・上記指導による実態調査の結果、36協定で定めた上限時間（月91時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える違法な時間外・休日労働**（最長で１か月当たり199時間）**が認められたため、是正勧告（労働基準法第32条、第36条第6項違反）

◆割増賃金を支払っていないこと

・ 実態調査前に把握していた労働時間数分のみで賃金を支払っていたため、不足額を遡及して支払うよう是正勧告（労働基準法第37条違反）

長時間労働是正の取組

◆ 勤務実態と勤怠管理の乖離を改善の上、労働時間の適正な管理を徹底

・ 賃金計算に用いる始業・終業時刻の記録とパソコンの記録との乖離状況の確認をより正確に行うため、各労働者のパソコンログ記録を管理者のPCからでも確認できるようにするとともに、時間外労働時間数と当該ログ記録に乖離がないか、翌日の朝ミーティングで管理者が個別に確認し、時間外労働時間数の管理を徹底することとした。

→ **監督指導の結果、労働時間の管理が徹底されたことに加え、事業場内で最長であった者も含め時間外・休日労働時間数が大幅に削減され、法律違反が解消。**

企業が実施した長時間労働削減のための自主的な取組事例

厚生労働省では、11月の過重労働解消キャンペーンの一環として、都道府県労働局長が働き方改革の取組を進めている企業との意見交換を実施しています。実施企業の中で、長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っていた事例を紹介します。

事例１

化粧品、入浴剤の製造及び販売業者

１　ICT環境の整備

・ICT（情報通信技術）環境の整備のため、全社員へスマートフォンの貸与を実施。
・office365（クラウド型オフィスアプリケーション）を導入し、時間や場所を問わずWEB会議が可能となったほか、業務に役立つアプリや機能を社員らがまとめて利用できるようになったことで、業務効率が向上。

２　RPAの導入・活用

・200以上の業務（例：受注の自動化、労務管理上の形式チェック・従業員への通知など）について、RPA（Robotic Process Automaitionの略称。人がコンピューター上で繰り返し行う定型的な作業をソフトウェアロボットが自動で行う仕組みのこと）を用い自動化した。
・導入当初は「RPAって何？」という反応が多かったものの、担当者が個別に声をかけながら、少しずつ社内で広く認知されるよう働きかけを進めた。
・こうした取組をすることで、導入がスムーズに進み、結果として、作業時間の大幅な削減や、業務分担の効率化を進められた。

３　業務内容に応じた働き方の選択

・集中作業やWEB会議が多い日にはテレワークを実施、対面でのコミュニケーションが必要な日には出社を選択するなど、業務内容に応じて働き方を選択する「ハイブリットワーク」を推進。
・出社とテレワークのどちらの良さも最大限活用できる働き方となり、社員自らが効率的な働き方を考え、選択することが可能になった。

◆ 取組の効果

・残業時間数の大幅削減　平成23年：月平均35時間→ 令和６年：月平均５時間48分
・年次有給休暇の平均取得日数　平成30年：年平均８日 → 令和６年：年平均13日
→時間単位の年休制度も活用しやすい環境へ

事例２
建設会社（土木）

建設ディレクター制度の導入

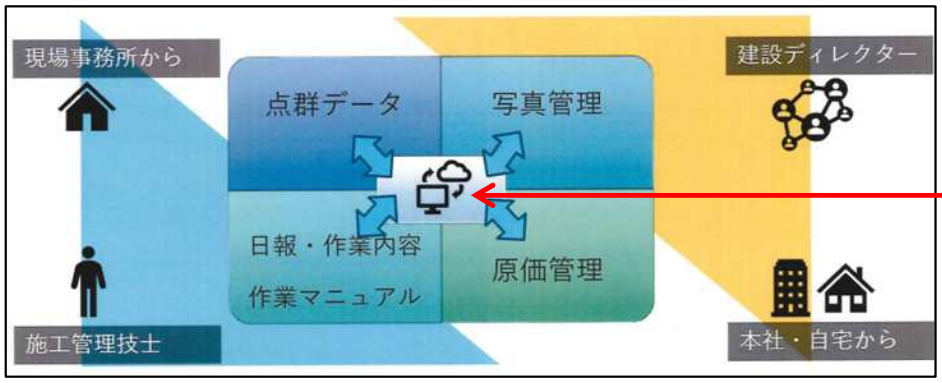
・この事例の「建設ディレクター制度」とは、本社事務所等に勤務する建設ディレクターが、建設現場に常駐することなく、インターネット上のクラウドデータを介し、現場で取得したデータを資料にして整理の上、現場管理者に情報提供するというもの。

・現場管理者の高年齢化と人材不足がきっかけで導入。当初は現場の抵抗があったことから、**モデルケースとして１現場に導入し、作業量が減ることを実感してもらい、理解を得た上で企業全体に展開。**

・対象として200以上の業務の洗い出しを実施。構造物の点群データや日報・作業内容や作業マニュアル、写真管理、原価管理等が対象となった。

・各種データを電子化し、インターネットのクラウド上に保存しつつ、本社事務所において建設ディレクターがクラウド上に保存されたデータを整理し、必要な情報を提供。現場管理者は整理されたデータを管理業務に使用することで、現場管理者の事務作業を軽減することができた。

◆ 建設ディレクター制度のイメージ



クラウド
（データを一元管理・活用。）

◆ 取組の効果

・残業時間数の大幅削減
令和４年：月平均14時間、年456時間 → 令和６年：月平均12時間、年200時間

・完全週休２日制の導入のほか、時間単位年休制度を導入し、保育園の送り迎えをしたい男性施工管理技士の要望を反映。さらに、65歳以上の労働者が複数名いる状況を踏まえ、夏季期間の季節休業の取得を実現し、熱中症へも配慮する余裕が生まれた。

・建設ディレクター自身もフルリモートにて業務対応を可能にするなど、全社的に改善の効果が広がっている。

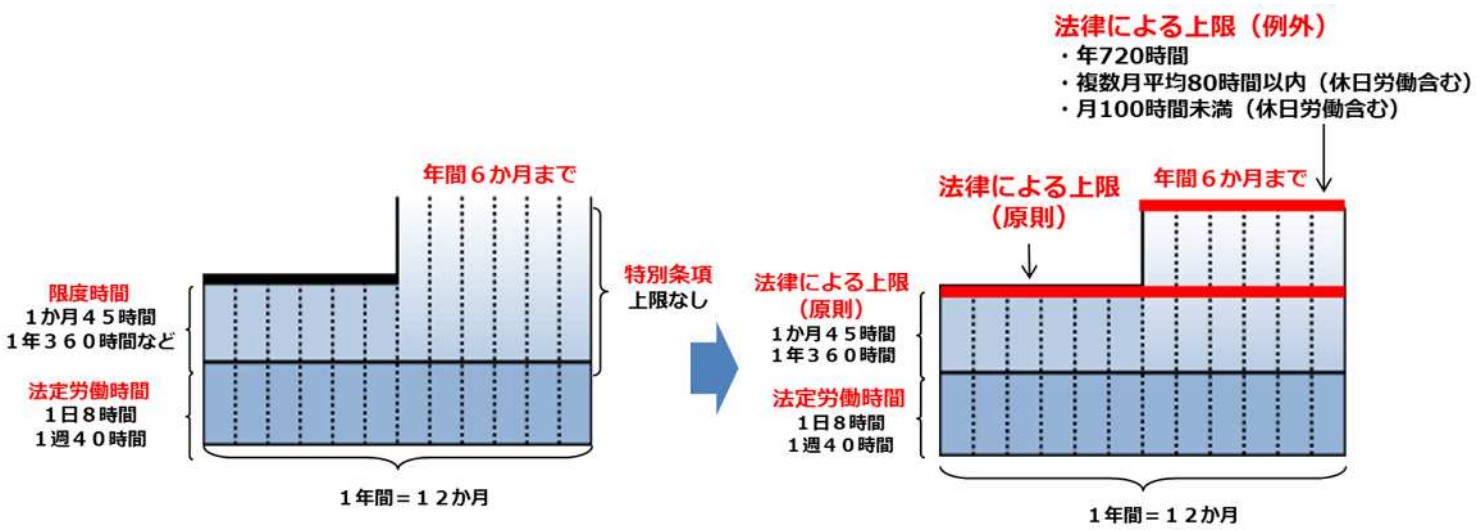
＊本事例は一例であって、各社の事業内容、規模等により様々な建設ディレクター制度があります。

参 考 資 料

■ 時間外労働の上限規制

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により改正された労働基準法（昭和22年法律第49号）において、時間外労働の上限は、原則として**月45時間**、**年360時間**（限度時間）とされ、臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間**、**単月100時間未満（休日労働含む）**、**複数月平均80時間以内（休日労働含む）**とされた。

※限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6か月が限度。
※平成31年4月1日施行／中小企業は令和2年4月1日施行／建設の事業、自動車運転の業務、医師については、令和6年４月１日から、特例つきの上限規制が適用。



＜令和６年度適用開始業務等＞

事業・業務	令和６年４月1日以降
建設事業	●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ●災害の復旧・復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓２～６か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。
自動車運転の業務	●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が960時間となります。 ●時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓２～６か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 ●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年６か月までとする規制は適用されません。
医業に従事する医師	●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間となります。 ●時間外労働と休日労働の合計について、 ✓２～６か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 ●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年６か月までとする規制は適用されません ●医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。 ※　医業に従事する医師の一般的な上限時間（休日労働含む）は年960時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。 地域医療確保暫定特例水準（B・連携B水準）又は集中的技能向上水準（C水準）の対象の医師の上限時間（休日労働含む）は年1,860時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	上限規制がすべて適用されます。

労働時間適正把握ガイドライン

労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。

労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものである。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

始業・終業時刻の確認・記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・ 終業時刻を確認し、これを記録すること。（ガイドライン4（1））

自己申告により労働時間を把握する場合の措置

① 自己申告を行う労働者のみでなく、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置について、十分な説明を行うこと。（ガイドライン4（3）ア・イ）

② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した事業場内にいた時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。（ガイドライン4（3）ウ・エ）

③ 労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないことを改めて示し、さらに、労働者間で慣習的に過少申告が行われていないかについても確認すること。（ガイドライン4（3）オ）

労働時間を管理する者の職務

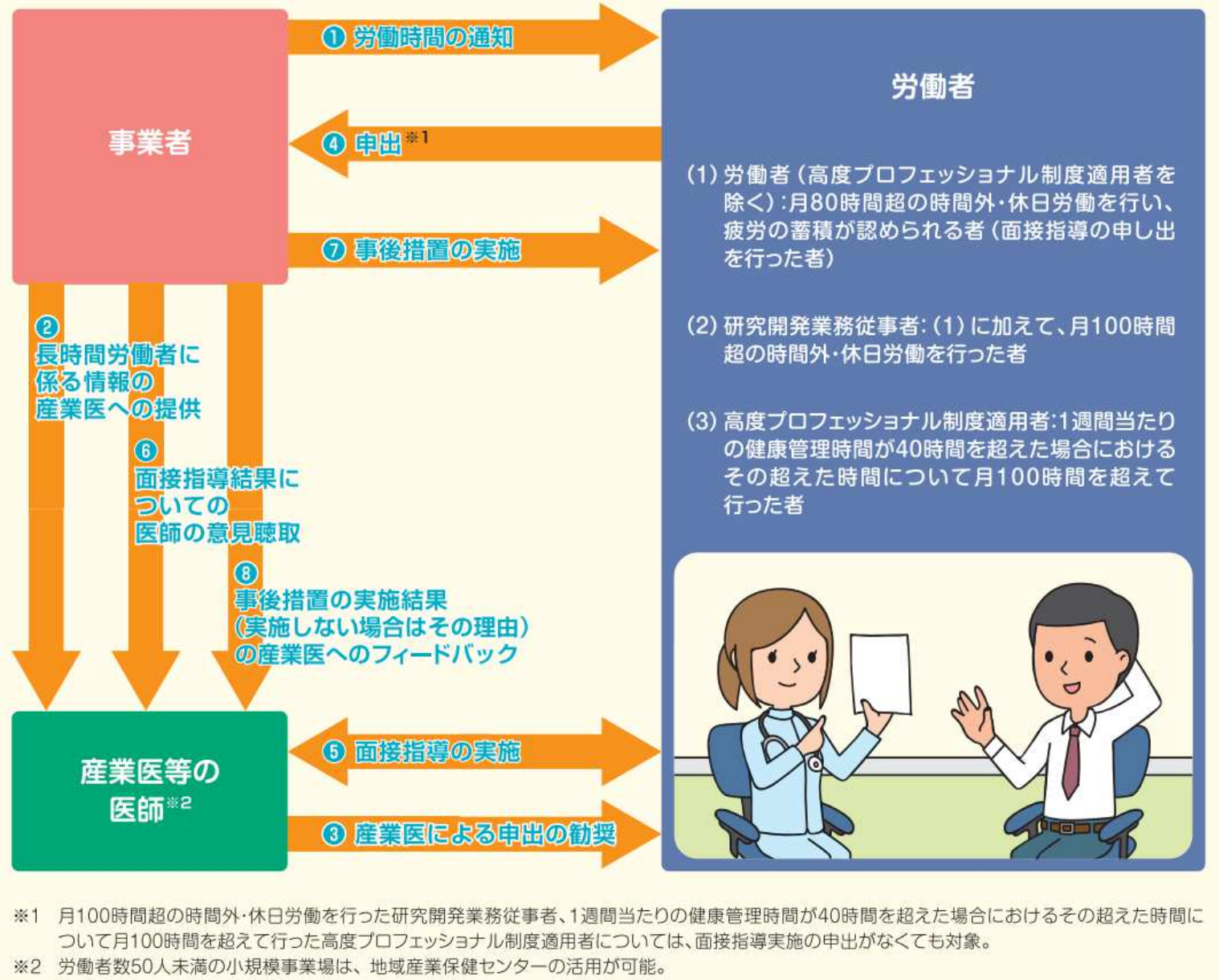
事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。 （ガイドライン4（6））

労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。（ガイドライン4（7））

■ 長時間労働者への医師による面接指導制度

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、事業者は長時間の時間外・休日労働等をしている労働者に対して、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導により、当該労働者の健康状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じます。



※1　月100時間超の時間外・休日労働を行った研究開発業務従事者、1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間について月100時間を超えて行った高度プロフェッショナル制度適用者については、面接指導実施の申出がなくても対象。
※2　労働者数50人未満の小規模事業場は、地域産業保健センターの活用が可能。

※リーフレット
全体版はこちら

■ ストレスチェック制度

○　労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、労働者自身のストレスへの気付きを促し、個々のストレスを低減するとともに、ストレスの高い者を早期に発見し、医師による面接指導を実施することで、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。加えて、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものの低減に努めることを事業者に求めるものです。

○　ストレスチェック及び高ストレス者への面接指導の実施については、平成27年12月に労働者数50人以上の事業場において義務化されました。また、令和７年５月に公布された改正労働安全衛生法により、令和10年4月１日から労働者数50人未満の事業場にも義務化されます。

ストレスチェックの実施

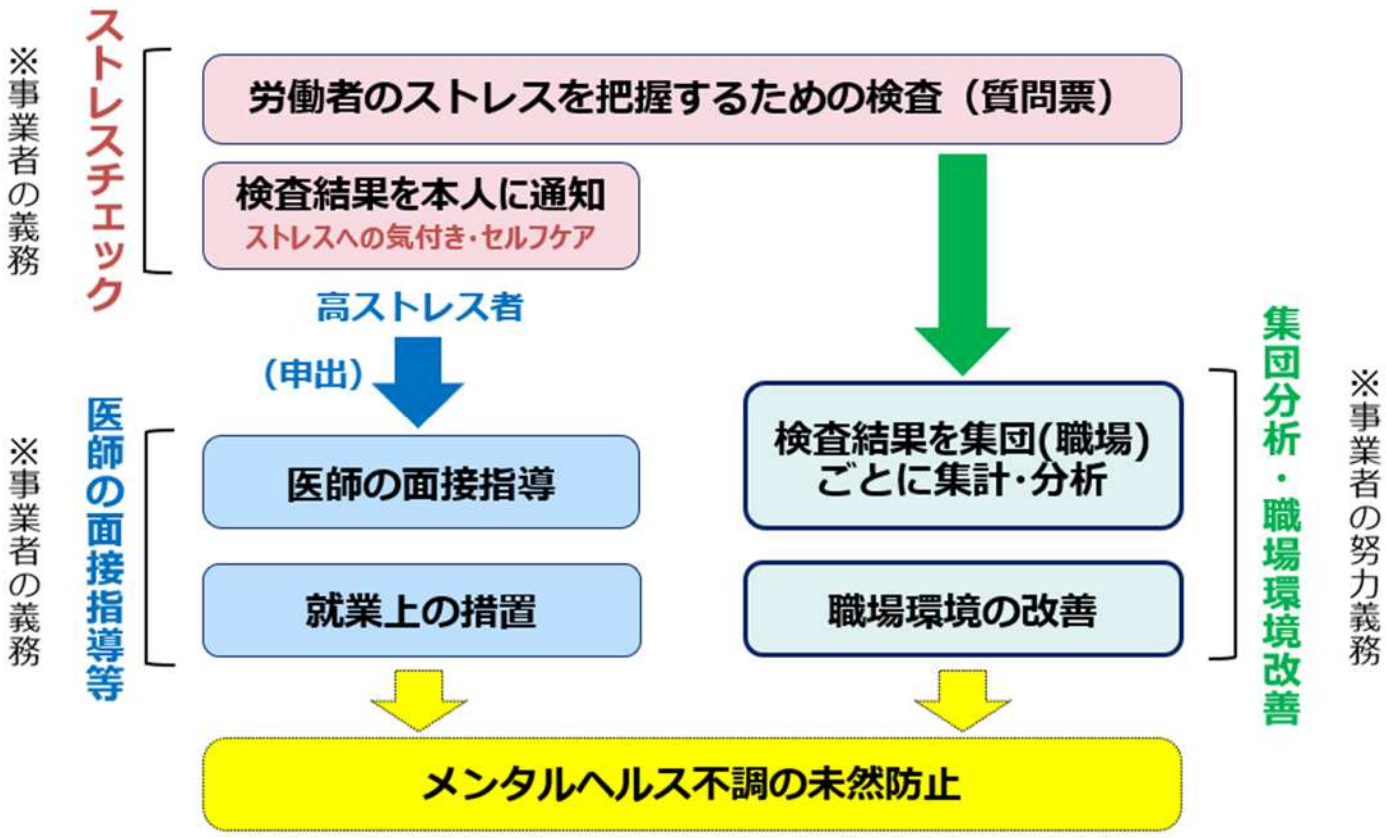
・常時使用する労働者に対して、年に１回、ストレスチェックを実施する必要があります。

面接指導の実施

・高ストレス者と選定された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を実施する必要があります。
・事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

※労働者数50人以上の事業場においては、ストレスチェックと面接指導の実施状況を労働基準監督署に報告する必要があります。

ストレスチェック制度の流れ



■ 働き方改革推進支援助成金のご案内

業種別課題対応コース

特定の業種を対象とし、生産性を向上させ、時間外労働の削減、週休２日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

コース別HPはこちら

労働時間短縮・年休促進支援コース

生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

コース別HPはこちら

勤務間インターバル導入コース

生産性を向上させ、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

コース別HPはこちら

助成金の活用事例（業種別課題対応コース（建設業）の事例）

企業の課題

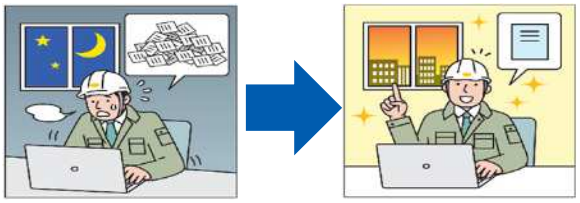
土木工事積算システムを導入

助成金による取組

積算業務を効率化し、労働時間を削減したい！

改善の結果

過去の類似工事との比較が容易になり、より短時間で適正な積算値を算出できるようになった。



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に！

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する**都道府県労働局　雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室**にお尋ねください。

職業訓練周知イベント

ハロトレフェスタ 2026



知らない「できる」に出会う。職業訓練

参加無料

予約不要

誰でも参加OK

見学だけでもOK!

日時 2026. 11/7 土 13:00～15:30 受付12:30～

会場 イオンモール甲府昭和
3Fイオンホール・1Fウェルカムガーデン
中巨摩郡昭和町飯喰1505-1

受付した先着250名様にハロトレくんグッズプレゼント!

訓練施設 10校 参加予定

主催 山梨労働局・ハローワーク
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部・ポリテクセンター山梨

共催 山梨県

参加訓練校はHPにも掲載

ハロートレーニングのご案内（山梨労働局HP）▶

ハロトレフェスタ2026でやってみよう！

参加訓練校の説明・体験内容

1 ポリテクセンター山梨 ☆
ＡＲ（拡張現実）を使って、金属溶接をゲーム感覚で体験してみよう😊

2 専門学校 山梨県立農林大学校 ☆
野菜クイズ、果樹クイズに参加しよう🍅
訓練内容のスライドショーも上映！

3 介護労働安定センター山梨支部 ☆
介護かるたで介護の魅力を知ろう！
体験してみよう！車椅子の介助♿

4 優和福祉専門学校 ☆
体の不自由な状態を器具を装着して体験！
杖を使って歩行する際の介助を体験!!

5 日建学院 山梨校


宅建・介護・PC等の訓練を行っています💕

6 ニチイ学館 甲府南教室 ☆
医療機関受診時における初診・再診の点数算定体験、新規患者受付業務のPC体験

7 山梨総合ビジネス甲府教室 ☆


PC訓練のオンライン・eラーニング受講体験

8 ビジネススクールやまなし 山梨県キャリアコンサルティング協会 ☆
職業適性診断（簡易版）の体験。参加者の職業適性把握および訓練選択の参考となる情報を提供

9 株式会社Wonderlabo山梨支部 ☆
eラーニング型訓練校
LMS・Figma・STUDIO（eラーニング体験）

10 山梨県立 峡南高等技術専門校 ☆
１Ｆウェルカムガーデン

レース車両展示、ラジコンを用いた自動車の構造説明、作品展示、作業体験（結線体験）、訓練風景の映像放映

相談 ハローワークコーナー
「職業訓練を受講するにはどうすればいいの？」などの疑問に、ハローワークの職員がお答えします。

ミニものづくりコーナー
プラ板アクセサリーや缶バッチを作ってみよう♫
～お子様も楽しめます～

スタンプラリーに参加しよう！
各ブースを回ってスタンプを集めると、ハロトレくんグッズをプレゼント！

☆ 体験もできるブース
※参加訓練校・内容は一部変更となる場合があります

雇用保険受給者の方は、参加すると求職活動実績になります。

参加無料　予約不要　誰でも参加OK

イオンモール甲府昭和
3Fイオンホール・1Fウェルカムガーデン
（中巨摩郡昭和町飯喰1505-1）

お問合せ：山梨労働局訓練課
☎055－225－2861

ハロトレくん
ハロートレーニングのご案内（山梨労働局HP）

081006版

2026 介護就職デイ

事前申し込み不要
お気軽にご参加ください

介護

福祉・介護のしごと 説明会・面接会

医療

保育

会場 **ベルクラシック甲府3F**

甲府市丸の内１－１－１７

令和８年 11月 12日(木)

１４：００～１６：００（受付１３：３０～）

〇事前申し込みは不要です。直接会場にお越しください。
〇駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関でのご来場にご協力をお願いします。

○学生さん歓迎
○参加無料
○入退場自由
○服装自由

内容

・求職者と求人企業による個別面談
・国中地域の会社４０社参加予定

（参加事業所は１０月に山梨労働局 HP 上で公表予定です。）

・認知症 VR 体験会（VR ゴーグルを装着しての仮想現実体験）予定

・医療・介護・保育に関する求人を提出している事業所が参加予定です。
・企業説明または仕事説明のみ聞きたい方の参加も OK です。
・面接を希望される場合は履歴書を持参してください。
・雇用保険受給中の方は求職活動実績に該当します。

※無資格・未経験者の参加もお待ちしております。

●お問い合わせ：ハローワーク甲府　人材確保対策コーナー（医療・介護・保育）　055-232-6060（45#）

主催：ハローワーク甲府・ハローワーク塩山・ハローワーク韮崎・ハローワーク鰍沢
共催：山梨県福祉人材センター/やまなし保育士・保育所支援センター/介護労働安定センター山梨支部

福祉・介護のしごと説明会・面接会　参加受付票

以下の項目を記入後、ハローワーク職員にご提出ください。

ふりがな		
氏　　名		
住　　所	※山梨県内在住の方は市町村名から記入	
生年月日	昭和　・平成　　年　　月　　日	年齢　　歳
連 絡 先	―　　―	
※訓練生・学生の方のみ記入	学校名	
※職員向け注意事項：高校生、大学3年生は受付票提出のみで可。大学4年生（来年3月卒見込）は求職申込を依頼。		
求職番号	―	

※求職番号が不明な方は

・ ハローワークで求職申込をしたことがありますか。　　はい　・　いいえ

以下は、「はい」に〇印をつけた方のみお答えください。

・ どこのハローワークで求職申込をしましたか。

甲 府 ・ 塩 山 ・ 韮 崎 ・ 鰍 沢 ・ その他 （　　）

・ また、いつ頃求職申込をしましたか。　　令和　　年　　月　　頃

ご記入ありがとうございました。

2026介護就職デイ（福祉・介護のしごと説明会・面接会）

参加事業所一覧表（五十音順）

各事業所の求人は二次元コードから御覧いただけます。ご不明な点はハローワークまでお尋ねください。

医療法人 慶友会 城東病院	医療法人 笹本会	医療法人 高原会	医療法人 千歳会 介護老人保健施設 ケアホーム花菱	医療法人 桃潤会 介護老人保健施設 ナーシングプラザ三珠
医療法人 徳洲会 白根徳洲会病院	医療法人 韮崎東ケ丘病院	医療法人 八香会 湯村温泉病院	NPO法人 Hope笛吹	株式会社 アルファケア
株式会社 ニチイ学館 甲府支店	株式会社 博山	株式会社 やさしい手甲府	株式会社 山梨福祉総研 かのん	社会医療法人 加納岩 加納岩総合病院
社会福祉法人 あさひ会 介護老人保健施設 あさひホーム	社会福祉法人 泉福祉会 認定こども園泉保育園	社会福祉法人 延命福祉会	社会福祉法人 櫻樹会	社会福祉法人 小田原福祉会
社会福祉法人 子育ち・発達の里	社会福祉法人 シーアンドシー福祉会	社会福祉法人 信和会	社会福祉法人 戸川会	社会福祉法人 南西保育会 南西保育園

⇒裏面もご覧ください。

2026介護就職デイ（福祉・介護のしごと説明会・面接会）

参加事業所一覧表（五十音順）

各事業所の求人は二次元コードから御覧いただけます。ご不明な点はハローワークまでお尋ねください。

社会福祉法人
ひかりの里
（甲府事業所）

社会福祉法人
ぶどうの里

社会福祉法人
三井福祉会

社会福祉法人
三富福祉会

社会福祉法人
やまなし勤労者福祉会

社会福祉法人
友伸福祉会

社会福祉法人
友好福祉会　麦の家

セントケア山梨
株式会社

特定非営利活動法人
ジット会

韮崎市立病院

メディカル・ケア・サービス
株式会社
（愛の家グループホーム）

有限会社
グットケアー

（⇒以降、同一法人、同一グループで
まとめて記載）

医療法人　銀門会

甲州リハビリテーション病院

在宅支援センター
甲州ケア・ホーム

社会医療法人　山梨県社会福祉事業団

サテライト桃源荘

障害者支援施設きぼうの家

特別養護老人ホーム桃源荘

豊寿荘

フルリールグループ

医療法人　燦生会
介護老人保健施設　フルリールむかわ

社会福祉法人　燦生福祉会
フルリールにらさき

医療法人　健栄会
介護老人保健施設フルリール甲府

社会福祉法人　清翔会

社会福祉法人　燦生福祉会
フルリール甲斐

別添２

ふじ　とうぶちいきしょうがいしゃたいしょう
富士・東部地域障害者対象

ハローワーク富士吉田・大月・都留

しゅうしょく めんせつ　せつめいかい　あんない
就職面接・説明会のご案内

ハローワーク富士吉田・大月・都留では、障害者の就職促進及び企業のより一層の障害者雇用への理解と雇用促進を図るため、下記のとおり障害者面接会を開催いたします。

令和８年 １１月２５日（水）

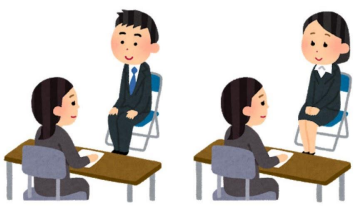
14:00～16:00

会場：富士吉田市民会館　3階会議室・ギャラリー
（富士吉田市緑ヶ丘２-５-２３）

事前予約制
事前に受付票と紹介状を発行します

参加企業
８社　予定

参加企業、募集職種の公開は、順次ハローワーク富士吉田・大月・都留の障害者職業相談窓口で行います。また、山梨労働局ホームページでは１１月４日以降に公開いたします。



参加方法など詳しくは裏面をご覧ください

参加方法

参加ご希望の方は、事前に受付票・希望求人の紹介状を発行いたしますので、各ハローワークの障害者職業相談窓口までお申し込みください。

※紹介状発行のためには、事前に住所を管轄するハローワークで求職登録が必要になります。

実施方法

事前予約制で、求職者は２社まで面接できます。当日は応募書類（履歴書等を応募企業数分）をお持ちください。また、企業説明のみを希望する方もご参加いただけます（応募書類は不要）。

参加にあたっての注意事項

1　定員（各企業６名まで）に達した場合は受付終了とさせていただきますのでご了承ください。

2　付き添いの方は、参加者１人につき１人とさせていただきます。

3　面接会当日は、駐車場の混雑が予想されます。公共交通機関でのご参加に協力をお願いいたします。

お申込み・お問合せは下記ハローワークまで

ハローワーク富士吉田
事業所・専門援助部門
TEL：0555-23-8609
部門コード　４４＃
富士吉田市竜ヶ丘2-4-3

ハローワーク大月
職業相談部門
TEL：0554-22-8609
大月市大月3-2-17

ハローワーク都留
職業相談部門
TEL：0554-43-5141
都留市下谷3-7-31

どなたでもご参加いただけます。雇用保険の求職活動の実績となります。

介護分野の職場見学ツアー

福祉の現場であなたもステキに輝きませんか？

開催日・時間・場所

令和８年１１月２０日（金）

14:00～15:00

社会福祉法人ふれあい倶楽部

介護老人福祉施設　りんどうの里

地域密着型介護老人福祉施設　うぐいすの森

（現地集合：西八代郡市川三郷町高田3043）

- 施設内見学
- 介護の職場担当者の話など



参加・問い合わせ先

◆定　員：４名（先着順です。）
◆持ち物：筆記用具
　　受給資格者証（保険受給中の方）
◆雇用保険の求職活動の実績になります。



ハローワーク鰍沢　職業相談窓口　TEL０５５６－２２－８６８９

介護分野の仕事をお探しの方、ご興味のある方、お待ちしております。

どなたでもご参加いただけます。雇用保険の求職活動の実績となります。

介護分野の職場見学ツアー

福祉の現場であなたもステキに輝きませんか？

開催日・時間・場所

令和８年１１月２４日（火）

14:00～15:00

医療法人峡南会　峡南病院

（現地集合：南巨摩郡富士川町鰍沢1806）



- 施設内見学
- 介護の職場担当者の話など

参加・問い合わせ先

◆定　員：３名（先着順です。）
◆持ち物：筆記用具
　　受給資格者証（保険受給中の方）
◆雇用保険の求職活動の実績になります。

ハローワーク鰍沢　職業相談窓口　TEL０５５６－２２－８６８９

介護分野の仕事をお探しの方、ご興味のある方、お待ちしております。

どなたでもご参加いただけます。雇用保険の求職活動の実績となります。

介護分野の職場見学ツアー

福祉の現場であなたもステキに輝きませんか？

開催日・時間・場所

令和８年１１月２７日（金）

14:00～15:00

医療法人桃潤会

介護老人保健施設　ナーシングプラザ三珠

（現地集合：西八代郡市川三郷町上野2968）

- 施設内見学
- 介護の職場担当者の話など



参加・問い合わせ先

◆定　員：４名（先着順です。）

◆持ち物：筆記用具
受給資格者証（保険受給中の方）

◆雇用保険の求職活動の実績になります。



ハローワーク鰍沢　職業相談窓口　TEL０５５６－２２－８６８９

介護分野の仕事をお探しの方、ご興味のある方、お待ちしております。

どなたでもご参加いただけます。雇用保険の求職活動の実績となります。

介護分野の職場見学ツアー

福祉の現場であなたもステキに輝きませんか？

開催日・時間・場所

令和８年１１月１８日（水）

14:00～15:00

社会福祉法人戸川会

特別養護老人ホーム福寿荘きらきら

（現地集合：南巨摩郡富士川町最勝寺1037-1）



- 施設内見学
- 介護の職場担当者の話など

参加・問い合わせ先

◆定　員：４名（先着順です。）
◆持ち物：筆記用具
　　受給資格者証（保険受給中の方）
◆雇用保険の求職活動の実績になります。

ハローワーク鰍沢　職業相談窓口　TEL０５５６－２２－８６８９

介護分野の仕事をお探しの方、ご興味のある方、お待ちしております。

どなたでもご参加いただけます。雇用保険の求職活動の実績となります。

介護分野の職場見学ツアー

福祉の現場であなたもステキに輝きませんか？

開催日・時間・場所

令和８年１１月２５日（水）

14:00～15:00

株式会社TMT（デイサービスはなもも）

（現地集合：西八代郡市川三郷町市川大門2035－1）



- 施設内見学
- 介護の職場担当者の話など

参加・問い合わせ先

◆定　員：３名（先着順です。）
◆持ち物：筆記用具
　　受給資格者証（保険受給中の方）
◆雇用保険の求職活動の実績になります。

ハローワーク鰍沢　職業相談窓口　TEL０５５６－２２－８６８９

介護分野の仕事をお探しの方、ご興味のある方、お待ちしております。

どなたでもご参加いただけます。雇用保険の求職活動の実績となります。

介護分野の職場見学ツアー

福祉の現場であなたもステキに輝きませんか？

開催日・時間・場所

令和８年１１月２６日（木）

14:00～15:00

社会福祉法人身延山福祉会

特別養護老人ホームみのぶ荘

（現地集合：南巨摩郡身延町梅平2483-122）

- 施設内見学
- 介護の職場担当者の話など



参加・問い合わせ先

◆定　員：３名（先着順です。）
◆持ち物：筆記用具
　　受給資格者証（保険受給中の方）
◆雇用保険の求職活動の実績になります。

ハローワーク鰍沢　職業相談窓口　TEL０５５６－２２－８６８９

介護分野の仕事をお探しの方、ご興味のある方、お待ちしております。

事業主・事業主団体の方へ

令和8年10月
改訂版

人材開発に取り組む事業主を支援します！
「人材開発支援策」のご案内

厚生労働省では、人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するため、
さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際は、
ぜひご活用ください。

従業員の**スキル向上**を図りたい	全般的な相談	→ **生産性向上人材育成支援センター** 在職者訓練（ハロートレーニング） 生産性向上支援訓練 テクノインストラクターの派遣など
	社外施設での訓練	→ **都道府県が実施する訓練** 認定職業訓練 在職者訓練（ハロートレーニング）
	講師派遣	→ **ものづくりマイスターなど**
従業員の**キャリア形成**を促したい	会社で基盤を整備	→ **職業能力検定認定制度**
		→ **職業能力評価基準**
	従業員自ら活用	→ **キャリア形成・リスキリング推進事業** キャリアコンサルティング セルフ・キャリアドック ジョブ・カード
		→ **教育訓練給付金**
		→ **教育訓練休暇給付金**
会社の将来を担う若者を**採用・育成**したい		→ **ユースエール認定制度**
助成金を活用して人材開発に取り組みたい		→ **人材開発支援助成金**

厚生労働省　山梨労働局・ハローワーク

LL081014開総02